

教育分野の政策体系等

第4期教育振興基本計画内の基本施策	達成目標	目標番号	枝番号	測定指標	出典（調査等）	目標値	実績値		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか
							R5年度	R6年度		
目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成										
〇個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実	1人1台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方や、教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方、学校内外の環境整備の在り方等についての検討結果等を踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた検討が着実に進展する。	1	1	・全国学力・学習状況調査（小学校）質問紙調査における「授業は、自分にあった考え方、教材、学習時間などになっていた」という問いに対して「当てはまる」と回答した割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	小・45% 中・30%	小・37.3% 中・22.8%	小・34.4% 中・24.9%	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会等	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会等における検討を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた取組が具体化され、各学校における取組の充実に寄与することができる。
				・調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、授業において、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れた学校の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	肯定的な回答の割合 小学校：90% 中学校：90%	小学校：90.5% 中学校：87.0%	小学校：89.3% 中学校：85.1%		
				・児童生徒同士がやりとりする場面で、端末を週3回以上活用する学校の割合	全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙、学校質問紙）	80%（R8）	【やりとりする場面】 小・40.2% 中・34.1%	【週3回以上】小・45.2% 中・41.3%		
				・児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加	全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙、学校質問紙）	80%（R8）	【理解度・進度】 小44.9% 中・36.1%	【理解度・進度】 小・52.8% 中・42.6%		
				・授業にICTを活用して指導する教員の割合	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	100%（R7）	80.4%	82.2%		
〇新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施	・新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、学習指導要領の趣旨が各学校で理解され、それを踏まえた取組が促進される。 ・将来の教育課程の基盤の更なる改善・充実を見据え、研究開発学校等における実践研究が進み、その成果が蓄積される。	1	2	・知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和のとれた個人を育成し、OECDのPISAにおいて、科学的リテラシー及び数学的リテラシーについては引き続き世界トップレベルたる現状の水準を維持し、読解力については同水準への到達を目指す。また、TIMSSにおいては、引き続き現状の水準の維持・向上を図る。	OECD「生徒の学習到達度調査」 IEA「国際数学・理科教育動向調査」	科学的リテラシー／数学的リテラシー／読解力について世界トップレベル水準	—	—	・教育課程の基盤の改善 ・学習指導要領のよりよい実施に向けた取組の推進 ・学習指導要領等の編集改訂等 ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のための指導の手引き開発事業 ・学校における放射線に関する教育の支援 ・教科書の検定調査発行供給等 ・補習等のための指導員等派遣事業 ・教育課程研究センター ・高等学校DX加速化推進事業	各学校での多様な教育活動の実践を進めるとことや、カリキュラム・マネジメントの改善の取組を示すこと等を通じて、各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえた取組が充実することにつながる。 また、学習指導要領等の教育課程の基盤により、特別な教育課程の編成・実施を認める研究開発学校等における、新しい教育課程、指導方法等の研究開発の実施等により、その成果を蓄積し、教育課程の基盤の改善等に生かす。
				・「授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合（小6：国語・算数、中3：国語・数学）	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	小6国語：90% 小6算数：85% 中3国語：85% 中3数学：75%	小6国語：85.8% 小6算数：81.2% 中3国語：80.1% 中3数学：73.4%	小6国語：86.4% 小6算数：82.1% 中3国語：82.8% 中3数学：75.8%		
				・「勉強は好き」と思う児童生徒の割合（小6：国語・算数、中3：国語・数学）	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	小6国語：65% 小6算数：65% 中3国語：61.3% 中3数学：65%	小6国語：61.6% 小6算数：61.4% 中3国語：61.3% 中3数学：57.0%	小6国語：62.1% 小6算数：61.0% 中3国語：64.2% 中3数学：57.4%		
				・調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、授業において、児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れた学校の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	肯定的な回答の割合 小学校：90% 中学校：90%	小学校：90.5% 中学校：87.0%	小学校：89.3% 中学校：85.1%		
				・デジタルを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校数	「高等学校DX加速化推進事業」における拠点校数等	調整中 令和8年度の予算額によって数字が大幅に変わる可能性があるため	—	1010校		
〇幼児教育の質の向上	幼稚園・幼児連携型認定こども園・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況（ステップ0～4）の改善	1	3	幼稚園・幼児連携型認定こども園・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況（ステップ0～4）について、ステップ3・4と回答した自治体数の割合 ※ステップ0：連携の予定・計画がまだない ステップ1：連携・接続に着手したいが、まだ検討中である ステップ2：年度別の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない ステップ3：授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている ステップ4：接続を見通して編成・充実された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている	文部科学省「幼児教育実態調査」（隔年）	50%	26.30%	—	・幼児教育推進体制等を活用した幼児小の架け橋プログラム促進事業 ・幼児教育の質の向上に関する調査研究等	・ 幼児教育センター等を活用し、幼児教育アドバイザーや架け橋のコーディネーターの育成・派遣を推進する等、各自治体における幼児小の架け橋プログラムの取組を支援することで、幼稚園等における小学校との接続の改善が図られる。 ・ 幼児教育に関する調査研究の成果の普及、国及び都道府県における幼児教育に関する専門的な研究協議の実施や幼児教育の重要性の普及等実施により、それらが各自治体において幼児期及び幼保小接続期の教育に取り組む際の参考となり、当該教育の理解が深まることで、幼児期及び幼保小接続期の教育の質の向上が図られる。
〇高等学校教育改革	地域、高等教育機関、行政機関等とも連携した各高等学校の特色化・魅力化を促進し、生徒の学習意欲を喚起	1	4	・公立の高等学校におけるスクールミッション・スクールポリシーを高校教育改革に活用している都道府県数	学校教育法施行規則等の改正に伴う高等学校の特色化・魅力化に向けた取組の検討状況について（毎年）	47	31	47	・学校教育法施行規則第百三条の二各号 ・新時代に対応した高等学校改革推進事業 ・高校ポータルサイト事業	・各高校が目指す資質・能力を明確化させるため、社会的役割（スクールミッション）を再定義し、高等学校教育の入学選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するとともに、教育活動の継続性を担保するために三つの方針（スクールポリシー）を策定することで、各高等学校の特色化・魅力化の実現につながる。 さらに、新時代に対応した高等学校改革推進事業によって、探究・STEAM教育、特色・魅力ある文理融合的な学び等を推進することで、各高等学校の特色化・魅力化の実現に向けた支援を行う。また、高校ポータルサイトにより、全国の都道府県や高等学校の取り組み事例の情報提供等を行うことで、特色化・魅力化の促進を行う。
				・高等学校に関係機関等との連携調査を行うコーディネーターを配置する都道府県・指定都市数	調査中 現時点で出典元がなく、当該数の調査を現在検討中	47	—	—		
				・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数	学校基本調査（毎年）及び「普通科改革支援事業」の指定校数等	100	34	46		
				・高校生の授業外学習時間	調整中 現時点で出典元がなく、当該数の調査手法を現在検討中	—	—	—		
〇全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用	全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、以下のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。 ①教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る ②学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる	1	5	①全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえた学習指導の改善・充実に向けた説明会の開催回数	①文部科学省調べ	①1回	①2回	①4回	全国学力・学習状況調査の実施、調査結果の分析・活用	①全国学力・学習状況調査により、国や全ての教育委員会の教育施策の検証のために必要な児童生徒の学力・学習状況を把握し、教育施策の改善を図ることができる。 ②全国学力・学習状況調査を毎年度・態で実施することで、一人一人学力課題を把握し、エビデンスに基づく学習指導に生かすことができる。
				②全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な学習指導の改善に活用した学校の割合	②全国学力・学習状況調査 学校質問調査	②100%	②小学校：95.6% 中学校：91.5%	②小学校：96.5% 中学校：93.0%		
〇大学入学者選抜改革	「大学入学共通テスト」の実施や個別大学の入学者選抜の改革等を通じ、大学入学者選抜が学力の3要素の多面的・総合的な評価へと改善される。	1	6	大学入学者選抜における学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善の進捗状況	文部科学省「大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究」（毎年）	—	—	—	・大学入学者選抜協議会 ・大学入学者選抜実施要項 ・教学マネジメント指針（追補） ・大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究 ・大学入学者選抜における好事例選定委員会	教学マネジメント指針（追補）、好事例集の周知により、入学志願者の思考力・判断力・表現力等を適切に評価するなどの学力の3要素の多面的・総合的な評価への改善を各大学に促す。（実態を把握した上で、他大学の模範となる好事例を選定し公表する。また、協議すべき課題については、選抜協議会において議論した上で、実施要項に反映し、各大学に周知する。）

第4期教育振興基本計画内の基本施策		達成目標	目標番号	枝番号	測定指標	出典 (調査等)	目標値	実績値		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか
								R5年度	R6年度		
〇学修者本位の教育の推進	各大学における「学修者本位の教育」の実現に向けた取組を進展させることで、大学において学修の成果を学修者が実感できる教育を実現する。	1	7		・4学期制を採用する大学の割合	文部科学省「大学における教育内容等の改革状況調査」(毎年度)	前回調査時より増加	—	—	・教学マネジメント指針 ・大学改革状況調査 ・知識基型社会を支える人材育成事業 ・地域活性化人材育成事業～SPARC～ ・地域連携プラットフォーム ・大学等連携推進法人制度	教学マネジメント指針の周知や調査の実施・公表を通じた啓発、各種事業を通じた大学教育改革の取組の普及展開を通して、各大学における「学修者本位の教育」の実現に向けた各種取組を促進し、達成目標の達成に貢献する。 また、4学期を含む学歴の柔軟化により、授業科目の精選・統合や同時に履修する科目数の絞り込み、授業科目の選履数回実施等を行うことで、学生の学修意欲を促し、密度の高い主体的な学修を可能とするとともに、留学等との接続を容易にすることに貢献する。
					・課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学の割合	文部科学省「大学における教育内容等の改革状況調査」(毎年度)	前回調査時より増加	—	—		
					・教育研究活動等の改善等の観点から、取組内容等の改革状況調査」(毎年度)	文部科学省「大学における教育内容等の改革状況調査」(毎年度)	前回調査時より増加	—	—		
					・「準備学修に関する具体的な指示」、「準備学修に必要な学修時間の目安」をシラバスに記載している大学の割合	文部科学省「大学における教育内容等の改革状況調査」(毎年度)	それぞれ100%	—	—		
					・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした、授業科目の開設(PBLの実施)を行う大学の割合	文部科学省「大学における教育内容等の改革状況調査」(毎年度)	前回調査時より増加	—	—		
〇文理横断・文理融合教育の推進	・高校普通科改革等による文理横断的・探究的な教育の全国的取組推進 ・高等教育段階において、大学教育改革や文理横断、文理融合教育を推進し、幅広い教養と深い専門性を持った人材育成を実現。	1	8		・普通科以外の普通教育を主とする学科を 設置又は設置を計画している高等学校数(再掲)	学校基本調査(毎年)及び「普通科改革支援事業」の指定校数等	100	34	46	・新時代に対応した高等学校改革推進事業 ・WWLコンソーシアム構築支援事業 ・スーパーサイエンスハイスクール支援事業 ・マイスター・ハイスクール事業 ・高校ホータルサイト事業 ・知識基型社会を支える人材育成事業 ・地域活性化人材育成事業～SPARC～	・文理横断的な学びのキャリアム開発を行うことにより、文理両方を学べる環境を推進する。 ・学際的、複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色、魅力ある学びに重点的に取り組む学科などの設置を推進することで、普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画する高等学校数の増加につなげる。 ・文理横断的なキャリアムや新学科設置の成功事例を機展開することで、全国的な取組を推進していく。 ・各事業での文理横断的なキャリアムや新学科設置の成功事例を機展開することで、全国的な取組を推進していく。 ・また、各事業により、大学における幅広い教養と深い専門性を持った人材育成に向けた大学教育改革や文理横断・文理融合教育の取組を支援し、その成果等を情報発信することで、大学全体における取組の普及を促進し、達成目標の達成に貢献する。
					・幅広い教養と問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う拠点校(再掲)	「WWLコンソーシアム構築支援事業」における拠点校数等	41(R6年度目標)	33	36		
					・継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合	文部科学省調べ(抽出調査)	70%	—	59%		
					・主専攻・副専攻を導入する大学の割合	文部科学省「大学における教育内容等の改革状況調査」(毎年)	—	—	—		
					・カリキュラム編成にあたり文理横断・文理融合教育を行っている大学の割合	文部科学省「大学における教育内容等の改革状況調査」(毎年度)	—	—	—		
〇キャリア教育・職業教育の充実	学習指導要領等を踏まえ、キャリア教育を充実させ、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見出しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力を身に付けることができるようにする。 ・特色ある教育内容を展開する専門高校の取組と成果の普及 ・専門職大学、専門職大学院において、これからの時代に求められる成長産業や地域産業を担う専門職業人の育成が求められる。 ・社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定する「職業実践力育成プログラム」(BP)の積極的周知や認定課程数の増加などを通して、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大する。 ・専修学校における実践的な職業教育を推進し、より質の高い職業人材を育成するため、「職業実践専門課程」(※)の認定校数と、5年間で全専門学校校の45%まで増加させる。 ※専修学校における実践的な職業教育を推進するため、企業等と連携した実践的で質の高い職業教育を行う課程に対して文部科学大臣が認定する制度	1	9		・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	小学校 85% 中学校 70% (※)「小学校」は小学生の割合、「中学校」は中学生の割合を指す。	小学校 81.4% 中学校 66.4% (※)	小学校 82.4% 中学校 66.3% (※)	・将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業 ・マイスター・ハイスクール事業 ・実証調査の実施及び当該調査結果を基に、専門職大学・専門職大学院の基礎情報を周知・普及 ・説明会の開催やパンフレットの作成等の広報活動を実施 ・令和5年度先導的 university 改革推進委託事業における「専門職大学院におけるリカレント教育・リスキリングの現状・課題に関する調査研究」の実施及び当該調査結果の周知・普及 ・大学等向け説明会の実施や、パンフレット等を活用し、BPに関する積極的周知・広報活動 ・専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議において、職業実践専門課程の認定校数の増加に資する議論を審議。 「職業実践専門課程」を通じ情報公開の促進や教職員研修の開発等を行うことにより、専修学校全体の質保証・向上に繋がる。	・事業を通して、起業体験活動のモデルを構築したり、キャリア教育の好事例を周知したりすること等で、学校教育におけるキャリア教育の充実を図る。 ・産業界と一体として職業人材育成の取組を行う専門高校を「マイスター・ハイスクール」として支援し、成果の機展開を図ることで、産業界と連携した取組を行う学校数の増加につなげる。 ・達成手段に記載した取組の実施により、専門職大学や専門職大学院への認知や興味、関心、理解を高め、目標である専門職業人の養成の推進を図る。 ・お認定制度の認知度向上や認定のメリットを周知することで、大学等の申請に対するモチベーションを高め、申請数・認定数の増加に繋がる。 「職業実践専門課程」を通じ情報公開の促進や教職員研修の開発等を行うことにより、専修学校全体の質保証・向上に繋がる。
					・職場見学(小学校)・職業体験(中学校)就業体験活動(高等学校)の実施の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」及び「国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」	小学校70% 中・高等学校90%	小学校39.5% 中学校 76.2% 高等学校 73.1%	小学校 43.1% 中・高等学校 調査中		
					・継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合(再掲)	文部科学省調べ(抽出調査)	70%	—	59%		
					・専門職大学、専門職大学院の修了者数	文部科学省調べ	—	・専門職大学: 1,082名(確定値) ・専門職大学院: 5,740名 ※専門職大学院の数値は、法科大学院、教職大学院を除いたもの。	・専門職大学: 1,508名(速報値) ・専門職大学院: — ※専門職大学院の数値は、法科大学院、教職大学院を除いたもの。		
					・専門職大学、専門職大学院で提供される教育プログラム数	文部科学省調べ	—	・専門職大学: 34 ・専門職大学院: 83 ※専門職大学院の数値は、法科大学院、教職大学院を除いたもの。	・専門職大学: 37 ・専門職大学院: 84 ※専門職大学院の数値は、法科大学院、教職大学院を除いたもの。		
					・職業実践力育成プログラム(BP)の認定課程数	職業実践力育成プログラム(BP)(文部科学大臣認定制度)	500	426	463		
					・職業実践専門課程の認定校数	職業実践専門課程(文部科学大臣認定制度)	1,200校	1,110校	1,123校		
					・専門学校において企業等と連携した教員研修の実施割合	文部科学省調べ	75%	67.70%	66.30%		
					・小中一貫教育及び中高一貫教育による学校段階間の連携・接続の推進 ・産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能を向上させる。 また、様々な事情を持つ生徒を含む多くの中学生が、高等専修学校を進路の一つとして選択できるよう、認知度を向上させる。	—	各学校が、小中一貫教育としての9年間又は中高一貫教育としての6年間を連続した教育課程として捉え、地域の実情や児童生徒の実態に応じた教育が実現できている	—	—		
					・小中一貫教育校、中高一貫教育校の設置状況	—	—	—	—		
〇学校段階間・学校と社会の接続の推進		1	10		・専修学校による地域産業中核の人材養成事業(専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証)における取組拠点と連携している高校の数	文部科学省調べ	90校(令和8年度)	62校	62校	・学校基本調査や全国学力・学習状況調査等において、小中一貫教育校の設置状況を把握するとともに、各学校の特色等を周知する。 ・高等学校教育の改善に関する推進状況調査において、中高一貫教育校の設置状況を把握するとともに、各学校の特色等を周知する。 ・専修学校による地域産業中核の人材養成事業(専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証)において実施されることにより、産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能を向上させる。事業においては高校と専門学校の連携は不可欠であり、多種多様な高校との連携実績の蓄積に取り組んでいることから、連携高校数の増加につながる。 ・高等専修学校への進学を検討する生徒に対しては、中学校の進路指導においてその選択肢があることを認知してもらうことが重要である。 ・中学校の管理職等の理解を得るための周知は、生徒の高等専修学校への進学を選択肢を広げることに繋がるものである。	・小中一貫教育校の特色等を周知することにより、各市町村教育委員会において域内の学校教育の充実および小学校・中学校段階間の連携の推進を図ることにつながる。 ・高等学校教育の改善に関する推進状況調査において、中高一貫教育校の特色等を周知することにより、各都道府県教育委員会等において域内の学校教育の充実および中学校・高等学校間の連携の推進を図ることにつながる。 ・専修学校による地域産業中核の人材養成事業(専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証)は、高校と専門学校が連携し、高校入学から専門学校の卒業・就職までを見据えた一貫的教育プログラムのモデル開発を行う事業である。本事業において改編・充実されたカリキュラムが全国の専修学校において実施されることにより、産業構造の変化や各地域のニーズ等に対応した実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能を向上させる。事業においては高校と専門学校の連携は不可欠であり、多種多様な高校との連携実績の蓄積に取り組んでいることから、連携高校数の増加につながる。 ・高等専修学校への進学を検討する生徒に対しては、中学校の進路指導においてその選択肢があることを認知してもらうことが重要である。 ・中学校の管理職等の理解を得るための周知は、生徒の高等専修学校への進学を選択肢を広げることに繋がるものである。
					・中学校関係者等に対して全国的に周知する回数	文部科学省調べ	—	2回	2回		

第4期教育振興基本計画 内の基本施策	達成目標	目標 番号	枝番号	測定指標	出典 (調査等)	目標値	実績値		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか
							R5年度	R6年度		
目標2 豊かな心の育成										
○子供の権利利益の擁護	子供の権利利益の擁護が図られ、その最善の利益が実現される。	2	1	子供の権利利益の擁護の主旨の周知状況	文部科学省調べ	教育施策やこども施策を行う官公庁に対し、その趣旨を周知している	HPやSNS等を用いて周知	HPやSNS等を用いて周知	教育振興基本計画やこども基本法、児童の権利に関する条約やHPやSNS等を用いて周知	子供の権利利益の擁護については児童の権利に関する条約やこども基本法に規定されていることから、それらの趣旨の周知を行うことが、子供の権利利益の擁護につながり、子供の最善の利益の実現に資する。
○主観的ウェルビーイングの向上	子供たちのウェルビーイングの向上が図られる。	2	2	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合 ・友達関係に満足している児童生徒の割合 ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(再掲)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増 前年度比増 前年度比増 前年度比増 前年度比増	小学校 83.5% 中学校 80.1% 小学校 90.9% 中学校 86.8% 小学校 90.1% 中学校 88.7% 小学校 76.9% 中学校 63.9%	小学校 84% 中学校 83.4% 小学校 91.6% 中学校 89.9% 小学校 91.1% 中学校 90.1% 小学校 83.5% 中学校 76%	教育活動全体(例) ・よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進 ・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト ・(独)国立青少年教育振興機構運営費交付金 ・学校・教育委員会等の理解を深めるため、生徒指導担当者向けの研修会等において、生徒指導提議要改訂の背景や発達支持的生徒指導の考え方等の説明を行う。等	子供たちのウェルビーイングの向上は、なにか一つの事柄によってなされるものではなく、様々な教育活動全体を通じて成し遂げられるものであるため、子供たちのウェルビーイングの向上を一つの大きな視点として掲げながら教育活動を実施することで、目標の達成を目指す。
○道徳教育の推進	自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者とよりよく生きるための基盤となる道徳性を養われる。「特別の教科 道徳」を基とした道徳教育が推進される。	2	3	・道徳の授業において自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	肯定的な回答の割合 小学校: 90% 中学校: 90%	小学校: 83.6% 中学校: 86.0%	小学校: 88.1% 中学校: 91.3%	よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進	各自治体での各種研修等の充実や、地域の特色を生かした取組の実践等の取組を支援するとともに、全国の優れた実践事例の共有等の取組を充実することで、道徳教育の一層の推進を図る。
○発達支持的生徒指導の推進	新たに改訂した生徒指導提議を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけが定められ、生徒指導の目的である児童生徒の自己指導能力の獲得が進められる。	2	4	・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合(再掲) ・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合 ・人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合(再掲) ・先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増 前年度比増 前年度比増 前年度比増	小学校: 76.6% 中学校: 77.5% 小学校: 68.5% 中学校: 66.4% 小学校: 91.6% 中学校: 88.1% 小学校: 89.8% 中学校: 87.2%	小学校: 75.3% 中学校: 76.3% 小学校: 67.1% 中学校: 67.4% 小学校: 92.6% 中学校: 90.0% 小学校: 89.9% 中学校: 90.3%	学校・教育委員会等の理解を深めるため、生徒指導担当者向けの研修会等において、生徒指導提議要改訂の背景や発達支持的生徒指導の考え方等の説明を行う。	学校・教育委員会の発達支持的生徒指導に対する理解を深め、各学校において発達支持的生徒指導の考え方に基づいた生徒指導を実施することにより、生徒指導の目指す児童生徒の自己指導能力の獲得につながる。
○いじめ等の対応、人権教育の推進	いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめの積極的な認知、組織的対応の徹底、重大事態調査の適切な運用を図る等のいじめ防止対策を講じ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。 一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切なことと他人の大切なことを認め合うことができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする。	2	5	・認知したいじめのうち、解消しているものの割合 ・解消に向けて取組中ものうちの、いじめを認知してから3か月以上経過しているものの割合 ・いじめ重大事態のうち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に定める事実で、生命・身体に重大な被害が生じた場合には総合教育会議の開催状況 ・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合 ・人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(毎年度) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(毎年度) 文部科学省調べ 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 文部科学省「全国学力・学習状況調査」	80% 前年度比減 — 前年度比増 前年度比増	77.50% 7.50% — 小学校: 76.6% 中学校: 77.5% 小学校: 91.6% 中学校: 88.1%	R7.10月公表予定 R7.10月公表予定 — 小学校: 75.9% 中学校: 76.3% 小学校: 92.6% 中学校: 90.0%	・いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や各種行政説明を通じていじめ防止対策推進法等の周知徹底を図る。 ・学習指導要領に基づいた道徳教育や人権教育を通じて、児童生徒の規範意識や他者を尊重する態度、正義感、責任感等を育む。 ・いじめ重大事態については、文部科学省に報告を求め、こども家庭庁とも連携しつつ、各学校等において適切な調査の実施が図られるよう必要な助言や支援を行うとともに、重大事態の調査結果を分析することで、いじめの未然防止や重大事態調査の運用改善を図る。 ・SCやSSW等を活用した教育相談体制の充実や学校のみでは対応しきれないいじめ事案等について言葉を始めとする関係機関との連携を推進する。 ・人権教育開発事業	・各学校・学校設置者へのいじめ防止対策推進法の普及啓発や学校におけるいじめの防止に資する教育の推進、SC・SSWの配置充実等による教育相談体制の整備、警察等の関係機関との連携などによるいじめの未然防止、早期発見・対応に取り組むとともに、いじめの重大事態について適切な運用を図ることで、いじめの防止等を図る。 ・人権教育開発事業により、地域や学校を指定して実践的な研究を行うとともに、国・県・市における指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行い、人権教育の一層の推進を図る。
○児童生徒の自殺対策の推進	SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育が推進されるとともに、1人1台端末を活用した、自殺リスクの早期把握や適切な支援につなげる取組が全国の学校で実施されると、全国において児童生徒の自殺予防に向けた取組が浸透した状態となる。	2	6	・1年当たりの児童生徒の自殺者数 ・児童生徒の人口10万人当たりの自殺者数 ・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合(再掲)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(毎年度) 警察庁・厚生労働省調べ(毎年)を基に文部科学省にて算出 文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比減 前年比減 前年度比増	397人 4.1人 ※年度ではなく年 小学校: 68.5% 中学校: 66.4%	R7.10月公表予定 4.3人 ※年度ではなく年 小学校: 67.1% 中学校: 67.4%	・「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」や各種行政説明を通じて「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の実施について働きかけを行う。 ・自殺対策強化月間や自殺予防週間、学校の長期休業に合わせて、通知を発出し、悩みや困難を抱えた児童生徒の早期発見には1人1台端末の活用が有効であることや、無償・有償で活用できるシステムの一覧及びその活用方法を周知し、学校現場での取組を推進する。	全国の学校において、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の実施や、1人1台端末を活用した児童生徒の悩みや困難等の早期発見・早期対応の取組が強化されることにより、児童生徒が1人で抱え込むことの予防につながり、自殺者数の減少につながる。
○生命(いのち)の安全教育の推進	小・中学校における「生命(いのち)の安全教育」の実施率を向上させ、児童生徒が生命(いのち)を大切に考える考えや、自他を尊重する態度を身に付けることで、性犯罪・性暴力の無い社会の実現を目指す。	2	7	小・中学校における性犯罪・性暴力防止のための教育の実施率	学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査	90% 前年度比増	48.4% 小学校: 68.5% 中学校: 66.4%	— 小学校: 92.6% 中学校: 90.0%	生命(いのち)の安全教育推進事業	本事業では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、「生命(いのち)の安全教育」の教材及び指導の引き寄せ等を活用して更なる普及展開を図るため、特定の都道府県や市区町村等においてモデル地域を設定し、当該地域内での全校実施を目指す取組の支援を行うことにより、「生命(いのち)の安全教育」の学校現場での実施を後押しし、小・中学校における性犯罪・性暴力防止のための教育の実施率の増加につながることが見込まれる。
○体験活動・交流活動の充実	青少年の体験活動の機会の充実のため、自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組み、指導者の資力の向上や青少年教育施設の効果的な活用が行われる。また、異なる組織や集団の垣根を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動の充実が図られる。	2	8	公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合(本調査は2～3年に1度実施。)	独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意見調査」(本調査は2～3年に1度実施。)	52.30% 前年度比増	— 小学校: 75.9% 中学校: 76.3%	— 小学校: 92.6% 中学校: 90.0%	・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト ・(独)国立青少年教育振興機構運営費交付金	青少年自立支援プロジェクトでは、体験活動への理解を深めるための普及啓発や体験活動の推進に取り組む地域や企業と教育機関の連携促進のための体制構築等を行っている。また、国立青少年教育振興機構では、体験活動の質を向上するための指導者の養成や体験活動を応援するための子どもめき基金の助成などを行っている。これらを通じて、体験活動の機会の充実を図ることで目標達成に貢献する。
○読書活動の充実	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画等に基づき、公立図書館と学校の連携をはじめとした各機関の連携とともに、司書教諭の養成や学校図書館の整備充実、多様な子供の読書機会の確保、子供の読書活動の重要性などに関する普及啓発、電子書籍の活用やデジタル社会に対応した読書環境の整備が図られ、読書活動が充実する。	2	9	子供の読書率(1か月に1冊も本を読まなかった子供の割合)	公益社団法人全国学校図書館協議会「学校読書調査」(毎年)	小学生2%以下 中学生8%以下 高校生26%以下 前年度比増	小学生7.0% 中学生13.1% 高校生43.5% 小学校: 76.6% 中学校: 77.5%	小学生8.5% 中学生23.4% 高校生48.3% 小学校: 91.6% 中学校: 88.1%	読書活動総合推進事業	読書習慣のない生徒を対象とした読書への関心を高める多様な取組や、子供の読書を支援する司書教諭の養成を通じて、読書に興味を持つ子供の増加、司書教諭の認定者数の増加を図ることで、目標達成に貢献する。
○伝統や文化等に関する教育の推進	我が国や郷土の伝統や文化についての理解増進の実現とともに、文化芸術教育の改善や体験機会を確保する取組、武道の振興、宗教に関する教育の推進が図られる。	2	10	・学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った子供たちの割合(①今後、自分で劇場や美術館に行き、文化芸術を見たり、聞いたりしたいと考える子供の割合)(②自分で楽器を演奏したり、歌ったり、絵をかいたり、演じたり、踊ったりしてみたいと考える子供の割合) ・子供の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合(①直接鑑賞、②鑑賞以外の文化芸術活動) ・武道は「楽しい」と回答する児童生徒の割合	「令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業に関する調査研究」を基に算出(毎年) 「文化に関する世論調査」を基に算出(毎年) 「令和の日本型学校教育構築支援事業」の一項「実践研究指定校へのアンケート調査」	(1)80% (2)75% — 80%	(1)70.1% (2)65.5% — 86.7%	(1)61.5% (2)57.6% — 89.6%	・学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 ・伝統文化親子教室事業 ・劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業 ・学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進	事業の実施を通じて、芸術教育の推進や子供たちが一流の芸術、地域の伝統や文化に触れる機会の確保に貢献する。 また、我が国の伝統や文化に関する内容が充実され、かつ児童生徒の発達段階に応じた武道や宗教の多様性について記載のある学習指導要領の着実な実施を通じて、武道や宗教に関する教育の推進に資する。
○青少年の健全育成	青少年に対し、インターネット上の危険性や、それへの対応方法等について啓発活動を実施し、家庭におけるインターネット利用に係るルールを作っている割合を向上させること等を通して、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにする。	2	11	インターネットの使い方について家庭のルールを定めている割合	こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」	70% 前年度比増	65.3% 前年度比増	67.5% 前年度比増	・青少年を取り巻く有害環境対策の推進	フィルタリングの活用や家庭におけるルール作りを含めたインターネット等の適切な使用についてやインターネット依存を心配とした多量の保存定着等の取組・予防について、保護者と青少年との啓発等を推進することにより、家庭におけるインターネット利用に係るルールを作っている割合を向上させる等の効果が期待され、青少年が安全に安心してインターネットを利用できることに繋がる。
○文化芸術による子供の豊かな心の育成	・劇場や美術館に行ってもう一度文化芸術を見たり、聞いたりしたいと考える子供について高い水準(80%以上)に維持すること。 ・自分で楽器を弾いたり、歌ったり、絵を描いたり、演じたり、踊ったりしてみたいと考える子供について高い水準(75%)を維持すること。	2	12	・学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った子供たちの割合(①今後、自分で劇場や美術館に行き、文化芸術を見たり、聞いたりしたいと考える子供の割合)(②自分で楽器を演奏したり、歌ったり、絵をかいたり、演じたり、踊ったりしてみたいと考える子供の割合)	「令和6年度学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業に関する調査研究」を基に算出(毎年)	(1)80% (2)75% 前年度比増	(1)70.1% (2)65.5% 前年度比増	(1)61.5% (2)57.6% 前年度比増	・学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業 ・伝統文化親子教室事業 ・劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業	未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観音育成等に資する。

第4期教育振興基本計画 内の基本施策		達成目標		目標 番号	枝番号	測定指標	出典 (調査等)	目標値	実績値		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか
									R5年度	R6年度		
目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成												
○学校保健、 学校給食・食 育の充実	・各学校における保健教育が充実されることを目指すとともに、複雑化・多様化する子供たちの現代的な健康課題に対応するため、各学校における学校保健活動を充実させることで、子供たちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成する。 ・学校給食や学校給食等を活用した食に関する指導を充実させることで、子供たちの健康の保持増進、望ましい食習慣の形成、地域の食文化・産業への理解を深めることなど、子供たちの食に関する正しい理解と適切な判断力を養う。	3	1		全国学力・学習状況調査	・全国学力・学習状況調査の児童質問調査で生活習慣について肯定的な回答をした児童・生徒の割合 「健康に過ごすために、授業で学習したことや保健室の先生などから教えられたことを、普段の生活に役立っていますか。」に「している」、「どちらかといえば、している」と回答している者の割合。	全国学力・学習状況調査	前年度比増	小学生 82.3% 中学生 76.6%	—	・全国学校保健・安全研究大会、学校保健全国連絡協議会(健康教育関係調査費) ・学校保健・食育推進体制支援事業 ・外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業 ・学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業 ・健康教育振興事業(日本学校保健会補助) ・健康教育指導者養成研修(NITS) ・学校給食行政担当者、栄養教諭・学校栄養職員などを対象とした全国会議、地域ブロック別研修会、全国研究協議大会 ・学校給食への有機農産物等使用促進による食の指導充実に関する調査研究	・学校保健に関する各地域・学校の取組の成果を普及するとともに、各分野・課題に対する調査研究や参考資料の作成・周知を行うことや、学校保健の中心的な役割を担う養護教諭の業務支援体制を強化すること等を通じて、各学校における保健教育や学校保健活動の充実に寄与する。 ・学校給食の中心的な役割を担う栄養教諭に対する業務支援体制を強化し、研究協議大会等において栄養教諭や教育委員会等関係者の理解を深めるとともに、学校給食に有機農産物等を活用する際に必要となる経費等に係る財政支援を行うことによって、有機農産物等の使用割合や栄養教諭による指導回数の増に繋げる。
○生活習慣 の確立、学校 体育の充実・ 高度化	・学校における指導や「早寝早起朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通して、子供の基本的な生活習慣を確立することで、心身の調和のとれた発達を図る。 ・幼児期からの運動遊びや、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず共に学ぶ体育活動やアスリートとの交流活動を通して、運動好きな子供や日常から運動に親しむ子供、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力を持った子供を増加させる。	3	2		文部科学省「全国学力・学習状況調査」	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・毎日、同じくいの時刻に寝ている、毎日、同じくいの時刻に起きている児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	(小学6年生)5% (中学3年生)7%	(小学6年生)6.1% (中学3年生)8.7%	(小学6年生)6.3% (中学3年生)8.6%	・地域における家庭教育支援基盤構築事業 ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・生涯スポーツ振興事業 ・令和の日本型学校体育構築支援事業 ・幼児期からの運動習慣形成プロジェクト	・家庭教育支援の推進等により、子供の生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担う家庭教育に対する支援を行うことで、目標達成に貢献する。 ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、国が全国的な子供の体力の状況把握・分析することで、国・各教育委員会における子供の体力向上に係る施策の成果と課題を検証しその改善を図るとともに、各学校での体育・健康等に関する指導などの改善に促す。 ・令和の日本型体育構築支援事業では、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、様々な児童生徒がともに学習する授業設計の進め方についての調査研究、我が国の伝統文化である多様な武道種目の指導の充実、体育活動中の事故防止のための調査研究、アスリートの体育授業への派遣などを行うことで、全ての子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実現する体育授業の改善を図る。 ・幼児期からの運動習慣形成プロジェクトでは、家庭や学校をはじめとする地域において、幼児及び小学校児童を対象に、その発達段階に応じた運動習慣の形成に取り組むことにより、子供の体力向上を目指すし、さらに、生涯に渡って運動やスポーツを継続する人が増えるよう取り組む。
○運動部活動 改選の推進 と身近な 域における 子供のスポーツ 環境の整備 充実	・地域の実情に応じながら、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進め子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保する。 ・総合型地域スポーツクラブの充実やスポーツ少年団の体制強化等も推進することで、地域において子供のニーズに応じた多様な多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を構築する	3	3	総合型地域スポーツクラブ登録・認証数	日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会「令和5年度登録クラブ実態調査」	登録数 2,700 登録数 ※JSPO中期計画における目標値	登録数 2,700 登録数 ※JSPO中期計画における目標値	1045	1121	・中学校における部活動指導員の配置支援事業 ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業 ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定・公表	「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備等について、国の考え方を提示している。これを踏まえ、令和4年度から始まった地域スポーツクラブ活動体制整備事業では、自治体における部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に向けた体制の構築を推進する。 そして、地域スポーツクラブ活動体制整備事業では、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、国において事業成果を広く普及することで、全国的な取組を推進するとともに、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。 さらに、中学校における部活動指導員の配置支援事業では、各自治体における部活動指導員配置に係る経費を補助することで、国に地域移行に向けた体制整備を行うことが困難な場合における、部活動の地域連携に係る取組を支援する。 加えて、地域のスポーツ環境基盤強化では、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度や、運動部活動の地域移行等に対する地域への活動支援方策等の実施に向けた取組等を行う。	
○アスリートの 発掘・育成 支援	地方公共団体や競技団体等の取組の有機的な連携が図られるよう、中央競技団体におけるアスリート育成ハスウェイの構築等を支援することで、より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていく。	3	4		独立行政法人日本スポーツ振興センター 国際情報戦略部	過去最多(オリ競技180人、パラ競技209人)(R8)	オリ競技177人、パラ競技177人	オリ競技166人、パラ競技168人	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費
○体育・ス ポーツ施設 の整備・充 実	地域のスポーツ施設の整備を促進することで、地域において誰もがスポーツを行いやすくなる。あわせて、学校体育施設や民間スポーツ施設等の有効活用を推進し、地域の実情に応じた身近なスポーツの場づくりを実現する。	3	5		「スタジアム・アリーナ改革推進事業」の選定事業	20拠点(R7)	17拠点(構想・計画策定段階を除く)	19拠点(構想・策定計画策定段階を除く)	・体育・スポーツ施設に関する調査研究 ・地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業 ・学校施設環境改善交付金 ・スポーツ産業の成長促進事業(スタジアム・アリーナ改革推進事業)	・体育・スポーツ施設に関する調査研究 ・地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業 ・学校施設環境改善交付金 ・スポーツ産業の成長促進事業(スタジアム・アリーナ改革推進事業)	・体育・スポーツ施設に関する調査研究 ・地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業 ・学校施設環境改善交付金 ・スポーツ産業の成長促進事業(スタジアム・アリーナ改革推進事業)	・体育・スポーツ施設に関する調査研究 ・地域において誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業 ・学校施設環境改善交付金 ・スポーツ産業の成長促進事業(スタジアム・アリーナ改革推進事業)
○スポーツ実 施者の安全・ 安心の確保	・居住地域にかかわらず、全国のアスリートが、スポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、スポーツ医・科学サポートを受けられる環境を実現する。 ・災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を引き続き推進することで、災害共済給付の対象となる体育活動中の障害・死亡件数を継続的に減少させる。	3	6	公認スポーツ指導者資格認定者数	「日本スポーツ協会補助事業」の一環	290,000人(R8)	254,578人	289,274人	・日本スポーツ協会補助 ・地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業 ・令和の日本型学校体育構築支援事業	・日本スポーツ協会補助 ・地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業 ・令和の日本型学校体育構築支援事業	・日本スポーツ協会補助 ・地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業 ・令和の日本型学校体育構築支援事業	・日本スポーツ協会補助 ・地域におけるスポーツ医・科学サポート体制構築事業 ・令和の日本型学校体育構築支援事業
○スポーツを 通じた健康増 進	性別・年齢等にに応じたスポーツ実施の普及啓発やスポーツの習慣化促進等を通じて、国民の誰もがスポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた国民の心身の健康増進と健康長寿社会の実現を目指す。	3	7	20歳以上の週1回以上及び年1回以上スポーツ実施率	スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」	週1回:70%、年1回:100%に近づける(R8)	週1回:52.0%、年1回:76.2%	週1回:52.5%、年1回:77.2%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業)	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業)	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業)	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業)
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8	障害者の週1回以上及び年1回以上のスポーツ実施率	スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会開催事業 ・パラスポーツ推進プロジェクト
○スポーツを 通じた共生地 域の実現・障 害者スポーツ の振興	東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとしても、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず「する・みる・る」をえる人スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しむ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、障害者スポーツの振興とともにスポーツを通じた共生社会の実現を目指す。	3	8		スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」	週1回:40%程度、年1回:70%程度(R8)	週1回:32.5%、年1回:57.8%	週1回:32.8%、年1回:56.5%	・Sport in Life推進プロジェクト ・日本スポーツ協会補助 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業) ・全国障害者スポーツ大会			

第4期教育振興基本計画内の基本施策	達成目標	目標番号	枝番号	測定指標	出典 (調査等)	目標値	実績値		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか
							R5年度	R6年度		
目標4 グローバル社会における人材育成										
○日本人学生・生徒の海外留学の推進	・高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進し、日本人高校生の海外留学生数を増加させることで、グローバル社会で活躍する人材を多数輩出する。 ・海外の大学等にて学位を取得する長期留学を引き続き推進していくとともに、大学間交流協定等に基づく中短期留学を推進し、日本人学生の海外派遣を拡大する。	4	1	・日本人高校生の海外留学生数(2023年までに12万人にする)	高等学校等における国際交流等の状況について(隔年)	12万人 (2023年までの目標値)	3.5万人	—	・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(国費高校生留学促進事業、国際交流・留学環境整備事業、異文化理解ステップアップ事業) ・アジア高校生架け橋プロジェクト等 ・独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金に必要な経費 ・留学生の受入・派遣体制の改善充実等 ・大学等の海外留学支援制度 (参考) ・官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ! 留学JAPAN新・日本代表プログラム～	・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業において、短期留学を行った生徒が周囲の生徒へ留学の意義等を伝えること、都道府県が実施する取組に参加することにより日本の高校生の留学意欲を向上させ、留学生数の増加につなげる。 ・アジア高校生架け橋プロジェクト、異文化理解ステップアップ事業については、当該事業で全国の高校に招請した留学生が日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深めることにより、日本の高校生の留学意欲が向上し、留学生数の増加につなげる。 ・海外に派遣される日本人学生に対して、奨学金を支給すること等により、単位や学位の取得を目指す中長期留学生者を中心に日本人の海外留学者数の増加を推進する。
				・日本人学生等の海外留学生数(2023年までに中長期留学生者を中心に増加させながら、38万人を目指し増加させる。このうち、長期留学生者については15万人を目指し増加させる。)	日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査」、OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IEE「Open Doors」等(毎年)	38万人(うち、長期留学者については15万人) (2023年までの目標値)	13万6048人 (うち、長期留学者は4万8991人)	—		
○外国人留学生の受入れの推進	・関係府省・機関等との連携の下、外国人への日本留学の魅力の発信や、奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、国内就職支援等を通じて、留学生の戦略的な受入れ及び卒業後の定着を拡大する。 ・グローバル社会における人材育成のために、外国人生徒の受入れを推進し、高校段階での外国人留学生数を2023年までに2万人にする。	4	2	・大学等に在籍する外国人留学生数(2023年までに38万人を目指し増加させる)	日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」(毎年)	38万人 (2023年までの目標値)	27万9274人	33万6708人	・国費外国人留学生現地選考試験問題作成委託業務 ・独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金に必要な経費 ・独立行政法人日本学生支援機構施設整備に必要な経費 ・留学生の受入・派遣体制の改善充実等 ・国費外国人留学生制度 ・外国政府派遣留学生の予備教育等留学生受入促進事業 ・日本台湾交流協会 ・日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 ・大学等の海外留学支援制度 ・留学生就職促進プログラム ・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(異文化理解ステップアップ事業) ・アジア高校生架け橋プロジェクト+	・留学生のリクルーティング機能の強化等による戦略的な留学生の獲得や奨学金の効果的な活用を通じ、外国人留学生数数の増加を目指すとともに、各大学が地域の自治体や産業界と連携しておこなう就職支援を促進すること等により、外国人留學生の我が国での定着促進を図る。 ・異文化理解ステップアップ事業においては、日本に招致した留学生の満足度を高めることにより、アジア高校生架け橋プロジェクト+においては、日本に招致した高校生の再来日の意欲を向上させることにより、留学生数数の増加や国費留学生などによる日本の大学等への進学につなげる。
				・外国人留学生の日本国内での就職率(国内進学者を除く、2023年までに6割を目指し増加させる)	日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」(毎年)	6割 (2023年までの目標値)	51.6%	—		
○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化	・世界で活躍できるイノベティブなグローバル人材を育成できる教育環境(高等学校)が整備される。 ・高等教育の国際通用性が高まり、高等教育機関において世界中から優れた人材が集う教育・環境基盤が整備される。 ・国際バカロレアを導入する高校や大学において国際バカロレアの活用が促進される。	4	3	・幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う拠点校	「WWLコンソーシアム構築支援事業」における拠点校数等	41(R6年度目標)	33	36	・WWLコンソーシアム構築支援事業 ・大学の世界展開力強化事業 ・スーパーグローバル大学創成支援事業 ・大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業 ・独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金 ・国際バカロレアに関する国内推進体制の整備事業	・高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生の高度な学びを提供する仕組み(ALネットワーク)を形成することで、幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う拠点校の増加につなげる。 ・大学の世界展開力強化事業の取組により、我が国にとって重要な国・地域の大学との質保証を伴った大学間連携を推進し、国際通用性のある教育・環境基盤の構築を図る。 ・大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業の取組により、日本人学生と外国人学生が共に学びあう多文化共創の環境整備・普及を推進する。 ・国立高等専門学校の運営に必要な経費を確保することで、我が国の高専生の海外派遣や外国との交流協定等の締結に取り組み国立高等専門学校を支援し、高等専門学校の国際化を図る。 ・国際バカロレアの教育効果等に関する調査研究等を行い、その成果を広く発信するとともに、関係者のネットワークを構築し、国際バカロレアの普及と促進を図る。
				・我が国の大学における外国人教員比率	文科科学省「学校基本調査」	8% (2023年までの目標値)	5.2%	5.3%		
				・全学生数に占める留学生比率	OECD「Education at a Glance」	学部: 5% 修士: 20% 博士: 33% (2023年までの目標値)	—	—		
				・国際共同学位プログラム	ジョイント・ディグリー・プログラム、文科科学省調べグローバル・ディグリー・プログラム、文科科学省「大学における教育内容等の改革状況について」	ジョイント・ディグリー・プログラム: 50件 グローバル・ディグリー・プログラム: 800件 (2023年までの目標値)	ジョイント・ディグリー・プログラム: 27件	ジョイント・ディグリー・プログラム: 30件		
				・JV-campusにおけるオンライン教育コンテンツの提供数	公式HP(https://www.jv-campus.org/find-your-study/lecture/)掲載数	600講義 100セミナー (2023年までの目標値)	374講義 44セミナー	575講義 47セミナー		
				・海外留学や海外インターンシップ等を経験した高専生の割合	文科科学省調べ	毎年度4.3%以上	14.40%	17.40%		
				・国際バカロレアを活用した入試を実施する国内大学数	文科科学省「国際バカロレアに関する国内推進体制の整備事業」による調査	100	78	82		
○外国語教育の充実	・グローバル化が急速に進展する中で、初等中等教育において、国内外の様々な場面で英語によるコミュニケーションを図るための資質・能力が育成される。 ・大学入学者選抜において、「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力を適切に評価するための、各大学の取組が推進される。	4	4	・英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合	文科科学省「英語教育実施状況調査」(毎年)	6割以上	A1:50.0%、A2:50.6%	A1:52.4%、A2:51.6%	・小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 ・WWL(ワールド・ワイドラーニング)コンソーシアム構築支援事業 ・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業 ・アジア高校生架け橋プロジェクト ・大学入学者選抜の実施の把握及び分析等に関する調査研究 ・大学入学者選抜における好事例選定委員会	・「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」の中で、英語教育実施状況調査等で明らかになっている課題への対応や、指導方法の開発等を支援するほか、教師の英語力・指導力強化のための研修を実施する。また、本事業での取組内容を公表し、成果物の活用を促進することにより、全国的な英語教育の改善・充実を図る。 ・「WWLコンソーシアム構築支援事業」「社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業」「アジア高校生架け橋プロジェクト」により、生徒が英語に触れる機会がより充実し、英語によるコミュニケーションを図るための資質・能力の育成につながる。 ・「教学マネジメント指針(通称: 好事例集)の周知により、「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力を適切に評価するための各大学の取組を推進する。 ・(実施を把握した上で、他大学の模範となる好事例を選定し公表する。また、協議すべき課題については、選抜協議会において議論した上で、実施事項に反映し、各大学に周知する。)
				・中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合が5割以上の都道府県・政令指定都市	文科科学省「英語教育実施状況調査」(毎年)	全都道府県・政令指定都市	A1:28自治体(67都道府県・政令指定都市)が達成 A2:23都道府県(47都道府県)が達成	A1:37自治体(67都道府県・政令指定都市)が達成 A2:21都道府県(47都道府県)が達成		
				・特にグローバルに活躍することが期待される層の英語力について、高等学校卒業段階でCEFRのB1レベル相当以上を達成した高校生の割合	文科科学省「英語教育実施状況調査」(毎年)	3割以上	19.8%	21.2%		
				・大学入学者選抜における総合的な英語力の適切な評価の進捗状況	文科科学省「大学入学者選抜の実施の把握及び分析等に関する調査研究」(毎年)	—	25.1%(一般選抜) 33.6%(総合型選抜) 26.8%(学校推薦型選抜)	28.1%(一般選抜) 34.1%(総合型選抜) 27.1%(学校推薦型選抜)		
				・大学入学者選抜における総合的な英語力の適切な評価の進捗状況	文科科学省「大学入学者選抜の実施の把握及び分析等に関する調査研究」(毎年)	—	25.1%(一般選抜) 33.6%(総合型選抜) 26.8%(学校推薦型選抜)	28.1%(一般選抜) 34.1%(総合型選抜) 27.1%(学校推薦型選抜)		
○国際教育協力と日本型教育の海外展開	・教育の国際化など、日本国内の教育の質的な向上を図る。 ・親日層の維持・拡大を図る	4	5	・海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数	業務委託成果報告書	36,000人 (R7年度)	6,576人	23,139人	日本型教育の戦略的海外展開(EDU-Portニッポン2.0)	・本事業を通じて参画機関が他国の教育の良い点を取り入れ、自身の教育システム・コンテンツ等などの更なる改善を図るとして、教育の国際化など、日本国内の教育の質的な向上に貢献する。 ・本事業における諸外国との教育交流を通じて、親日層の維持・拡大を図る。
				・EDU-PortニッポンのHPへの日本国内からのアクセス数	業務委託成果報告書	160,000件 (R7年度)	113,932件	122,215件		
				・海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数	業務委託成果報告書	80,000人 (R7年度)	54,374人	91,836人		
○在外教育施設における教育の振興	グローバル社会における人材育成のために、より多くの在外教育施設において、在外教育施設ならではの特色ある教育プログラムが実施される。	4	6	・海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数	業務委託成果報告書	100% (R7年度)	100%	100%	海外子女教育推進体制の整備(在外教育施設重点支援プラン)	在外教育施設重点支援プランにおいて、特色ある研究開発による教育の高度化を図り、児童生徒の学びを保障する教育の質の向上や多様化・特色化の推進を図るための優れた教育プログラムの開発支援を行うことで、特色ある教育プログラムの実施促進につなげる。
				・在外教育施設重点支援プランの教育プログラムを受ける児童生徒数等(目標値)令和8年度までに9,600人	委託事業実績報告書	9,600人 (R8年度)	2068名	3602名		
○芸術家等の文化芸術の担い手の育成	・文化芸術推進基本計画(第2期)〈令和5年3月24日閣議決定〉計画期間中に取り組みべき重要施策、重点取組5:文化芸術のグローバル展開の加速に基づき、若手芸術家等への奨励的な海外研修機会の提供を拡充する。 ・伝統芸能を長期的な視点に立って保存振興し、伝承者を安定的に確保する。	4	7	・新進芸術家海外研修修了者のうち国内外の著名なコンクールや賞の受賞者数	文化庁調べ	10人 (令和7年度)	20人	12人	・新進芸術家海外研修制度 ・クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業 ・伝統芸能伝承者養成研修事業(独立行政法人日本芸術文化振興会)	・我が国の芸術家等が今後の芸術活動に資する海外での研修を行う際の旅費及び滞在費を支援する新進芸術家海外研修制度を実施することにより、我が国の文化芸術の水準向上と発展を担う若手芸術家等への実践的な海外研修機会の提供の拡充に寄与する。 ・「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」では、次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・制作・交渉・発表・海外展開までの一連の活動を通じた育成や、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型機能強化を支援する。このことにより、次代を担うクリエイター等の活動機会が創出されるとともに、優れた文化芸術活動が国内外に展開され、文化芸術活動の活性化と芸術水準の向上が図られる。 ・伝統芸能伝承者養成事業においては、我が国の伝統芸能を保存・継承するため、伝承者の安定的な確保を目標としており、歌舞伎・大衆芸能・能楽、文楽、組踊の各分野について、毎年度関係団体等と協議の上、実施すべき分野等を定めた計画的に養成を行っている。
				・文化芸術活動基盤強化基金による支援を受けた若手クリエイター等(育成対象者)による国内外の著名な賞の受賞/ノミネートや世界的に認知されている国内外の芸術祭・文化施設等への出品・出演・参画して高評価を受ける件数	文化庁調べ	20件 (令和10年度)	—	—		
				・歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽、組踊の各ジャンルの就業数別における伝統芸能伝承者養成事業修了者数の割合 ・関係団体の要請に応じた研修生の輩出状況	(独)日本芸術文化振興会調べ	前年度と同程度上	歌舞伎俳優: 33.0% 歌舞伎音楽(竹本): 85.7% 歌舞伎音楽(囃物): 37.5% 歌舞伎音楽(長唄): 24.4% 大衆芸能(寄席囃子): 93.1% 大衆芸能(太神楽): 39.1% 能楽(三役): 8.4% 文楽: 57.0% 組踊: 22.3%	歌舞伎俳優: 32.6% 歌舞伎音楽(竹本): 86.8% 歌舞伎音楽(囃物): 38.5% 歌舞伎音楽(長唄): 25.0% 大衆芸能(寄席囃子): 92.9% 大衆芸能(太神楽): 40.9% 能楽(三役): 8.4% 文楽: 57.1% 組踊: 23.0%		

第4期教育振興基本計画 内の基本施策	達成目標	目標 番号	枝番号	測定指標	出典 (調査等)	目標値	実績値		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか						
							R5年度	R6年度								
目標5 インノベーションを担う人材育成																
○探究・STEAM教育の充実	・普通科改革や先進的なグローバル・理数系教育、産業界と一体となった実践的な教育等を始めた高等学校改革を通じて、地域、高等教育機関、行政機関等と連携した教育活動を展開 ・生徒の探究力の育成に資する取組を充実・強化するため、先進的な理数系教育を行う高等学校等を支援し、その成果の普及を推進する。また、JSTサイエンスポータルにおけるSTEAM特設ページ(STEAMコンテンツ・人材・イベント情報を一貫できるプラットフォーム)の構築や対話・協働の場等を活用して科学技術コミュニケーションにおけるSTEAM教育機能強化等を図る。	5	1	・普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画している高等学校数(再掲)	学校基本調査(毎年)及び「普通科改革支援事業」の指定校数等	100	34	46	・新時代に対応した高等学校改革推進事業 ・WWLコンソーシアム構築支援事業 ・スーパーサイエンスハイスクール支援事業 ・マイスター・ハイスクール事業 ・高校ポータルサイト事業 ・未来共創推進事業	・高度かつ多様なカリキュラム開発を行うことにより、STEAM教育を学べる環境を推進する。 ・学際的、複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色、魅力ある学びに重点的に取り組む学科などの設置を推進することで、普通科以外の普通教育を主とする学科を設置又は設置を計画する高等学校数の増加につなげる。 ・STEAM教育に関わるカリキュラムや新学科設置の成功事例を模倣することで、全国的な取組を推進していく。 ・スーパーサイエンスハイスクール支援事業において、先進的な理数系教育を行う高等学校等を支援することで、生徒の探究力の育成に取組を充実・強化等を図ることができる。 ・未来共創推進事業において、探究・STEAM教育に関する情報に誰でも容易にアクセスできるオンラインプラットフォームの構築や、日本科学未来館等の対話協働の場等を活用した取組により、科学技術コミュニケーションにおけるSTEAM教育機能強化等を図ることができる。						
				・幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う拠点校(再掲)	WWLコンソーシアム構築支援事業J)における拠点校数等	41(R6年度目標)	33	36								
				・SSH出身の卒業生が「SSH指定校在学中に科学技術に対する興味・関心・意欲が向上した」と回答した割合(再掲)	SSH意識調査	毎年度80%以上	80%	79%								
○大学院教育改革	・行政・産業界等とも連携しつつ、「3つの方針」※に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立や、優秀な人材の進学促進と修了者の進路確保、キャリアパスの多様化等を実現する。 ・機関の特長を超えた産業界等と連携した教育プログラムを構築することにより、様々なセクターで活躍する高度な博士人材の育成を実現する。 ※3つの方針…卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)	5	2	・学部入学者数に対する修士入学者数の割合	文部科学省「学校基本調査」を基に算出	—	12.1%	12.6%	・中央教育審議会大学分科会大学院部会 ・卓越大学院プログラム事業 ・人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 ・成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業 ・大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究							
				・修士入学者数に対する博士入学者数の割合	文部科学省「学校基本調査」を基に算出	前年度と同以上	19.5%	19.9%								
				・博士課程修了者の就職率	文部科学省「学校基本調査」を基に算出	前年度と同以上	70.2%	70.0%								
				・博士課程修了者を研究開発者採用した企業のうち、「期待を上回った」は希望通り」が占める割合	科学技術・学術政策研究所「民間企業の研究活動に関する調査報告」を基に算出	前年度と同以上	78.6%	78.50%								
				・社会で広く活用できる汎用的なスキル(トランスファラブルスキル)の教育について、身につけさせるスキルと対応するプログラムが実施されている割合	「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」を基に算出	80%(2030)	—	—								
				・学外との連携により教育カリキュラムの構築を行っている割合	「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」を基に算出	50%(2030)	—	—								
				・民間企業など教育研究機関以外へのキャリアパス具体化のために企業人を招いた協議やマッチングの場の提供等を実施している割合	「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」を基に算出	前年度と同以上	—	—								
○若手研究者・科学技術イノベーションを担う人材育成	博士後期課程学生を含む若手研究者や研究支援人材、女性研究者など、科学技術イノベーションを担う多様な人材が育成され、活躍できる環境が整備される。	5	3	・生活費相当額(年間180万円以上)を受給する博士後期課程学生数	博士課程学生の経済的支援状況に係る調査研究、学校基本調査を基に算出	令和7年度までに22,500人	約18,400人(推計)	—	・博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保 ・国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成(次世代AI人材育成プログラム) ・卓越研究員事業 ・世界で活躍できる研究者戦略育成事業 ・ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ ・データ関連人材育成プログラム ・リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る管理職制度の実施	・「博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保」により生活費相当額を受給する博士課程学生を増加させるとともに、博士課程学生へのキャリアパス支援を行い、博士課程修了者の就職率を向上させ、産業界による理工系博士号取得者の採用者数を増加させる。 ・「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成(次世代AI人材育成プログラム)」では、若手研究者・博士後期課程学生への支援を通じ、国家戦略分野の研究者層を厚くするとともに、若手研究者が自由に抱立って研究に従事し、ステップアップできる環境の構築・処遇向上させる。 ・「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」、「データ関連人材育成プログラム」「リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る管理職制度の実施」等において産業界を含む多様な分野において研究関係人材に必要なスキルや専門性を身につける機会の充実を図るとともに、「卓越研究員事業」等により研究機関等と優秀な若手研究者のマッチングを促進し、産業界による理工系博士号取得者の採用者数を増加させる。 ・「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」により研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進することで、大学における女性研究者の新規採用割合や教授等に占める女性割合を増加させる。						
				・博士課程修了者の就職率	文部科学省「学校基本調査」を基に算出	令和7年度までに82.9%	79.1%	—								
				・産業界による理工系博士号取得者の採用者数	文部科学省「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」を基に内閣府作成。	令和7年度までに2,151人	—	—								
				・若手研究者に自立と活躍の機会を与える環境整備の状況に関する指標	科学技術・学術政策研究所「科学技術の状況に係る総合的意識調査」を基に算出	前年度実績値を上回る	4.8	4.9(対象は大学の自然科学研究者)								
				・若手研究者(40歳未満の大学本務教員の数と全体に占める割合	文部科学省「学校教員統計調査」	将来的に、大学本務教員に占める40歳未満の教員の割合が9割以上を目指す	21%	—								
				・大学等におけるリサーチ・アドミニストレーター等の配置人数	文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」を基に算出	前年度実績値を上回る	1821	—								
				・大学の研究者の採用に占める女性の割合	文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」を基に算出	令和7年度までに、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%、人文系系45%、社会科学系30%	—	—								
				・大学教員のうち、教授等(学長、副学長、教授)に占める女性割合	文部科学省「学校基本統計」を基に算出	20%(早期)、更に23%を目指す(2025年)	19.20%	19.60%								
				○高等専門学校 の高度化	・高等専門学校において、AIやIoTなどの社会的要請が高い分野を教育し、イノベーション創出に貢献できる人材を育成するため、女子学生など多様な学生の受け入れと、高度化に資する教育にふさわしい最新の学習環境基盤の整備が推進される。	5	4	①国立高等専門学校の入学者数に占める女子学生の割合			文部科学省調べ	①30%	①25.6%	①26.4%	独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金	国立高等専門学校の運営に必要な経費を確保することで、イノベーション創出に必要な、女子学生をはじめとした多様な学生を確保するための活動や国立高等専門学校の環境整備を支援し、実践的・創造的技術者の養成を図る。
								②国立高等専門学校の機能の高度化に資する設備整備の件数			文部科学省調べ	②20高専20件(令和6年度) ※国立高専のうち、約40%の整備実施を目標とする	②0	25高専35件 ※国立高専のうち49%で整備を実施		
○大学・専門学校における専門人材育成	・専門職大学、専門職大学院において、これからの時代に求められる成長産業や地域産業を担う専門職業人の育成が進められる。 ・医療人材養成の中核的機関である大学・附属病院における高度先進医療や地域医療などの課題や社会的ニーズを踏まえた教育研究拠点等の形成を支援し、質の高い医療人材の養成機能を強化することで、高度な臨床能力を有する医師の養成を促進し、我が国の医学・医療の発展に貢献する。	5	5	・専門職大学、専門職大学院の修了者数	文部科学省調べ	—	・専門職大学: 1,082名(確定値) ・専門職大学院: 5,740名	・専門職大学: 1,508名(速報値) ・専門職大学院: —	・実態調査の実施及び当該調査結果を基に、専門職大学・専門職大学院の基礎情報を周知・普及 ・説明会の開催やパンフレットの作成等の広報活動を実施 ・令和5年度産学的大学改革推進事業における「専門職大学院におけるリカレント教育・リスキリングの現状・課題に関する調査研究」の実施及び当該調査結果の周知・普及 ・質の高い臨床教育・研究の確保事業 ・AI・IoT時代の医療人材養成拠点形成事業 ・先進的医療イノベーション人材養成事業	・達成手段に記載した専門職大学、専門職大学院に関する取組の実施により、専門職大学や専門職大学院への認知や興味、関心、理解を高め、自覚である専門職業人の養成の推進を図る。 ・達成手段に記載した大学医学部、大学病院に関する各事業において、大学・大学病院等が教育研究拠点を形成し、モデルとなる教育プログラムを普及することで、個別の大学等では補うことがなかなか難しい社会や地域のニーズに効率的に対応することにより貢献する。						
				・専門職大学、専門職大学院で提供される教育プログラム数	文部科学省調べ	—	・専門職大学: 34 ・専門職大学院: 83	・専門職大学: 37 ・専門職大学院: 84								
				・自治体や企業等と連携し社会や地域のニーズに対応できる医療人材の養成に取り組む大学の割合	文部科学省調べ(隔年調査)	前回調査比増	75.3%	—								
○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進	・高等教育機関において、理工系分野、特にデジタル・グリーンをはじめとする成長分野をけん引する高度人材が育成される。 ・高等教育機関において、理工系等の分野への女子学生等の進学が促進される。 ・女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め、適切に理工系進路を選択することと可能とする。	5	6	・自然科学(理学)分野を専攻する学生の割合	文部科学省「学校基本調査」を基に算出	前年度以上(毎年度)	36.9%	37.3%	・大学・高専機能強化支援事業等 ・法令に基づく適切な情報開示について周知 ・大学入学選抜実施要項 ・大学入学選抜の実施の把握及び分析等に関する調査研究 ・大学入学選抜における好事例選定委員会 ・大学が民間企業等と連携して行う取組を、好事例の収集・展開を通じて引き続き促進する ・女子中高生の進路選択支援プログラム	・大学・高専におけるデジタル・グリーン等の成長分野の学部転換等を進めることにより、理工農等の学生割合の増加に貢献。 ・達成手段に記載した取組を進めることにより、大学の理工系の学生に占める女性の割合の増加が図られ、理工系等の分野における女子学生等の活躍推進に貢献する。 ・女子中高生の進路選択支援プログラムにおいて、大学等によるロールモデルの提示やシンポジウム開催等の取組を支援することにより、女子中高生の理工系分野への興味・関心を高める。						
				(1)大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合	(1)文部科学省「学校基本調査」を基に算出	(1)前年度以上(毎年度)	(1)理学部: 27.9% 工学部: 16.1%	(1)理学部: 28.3% 工学部: 16.7%								
○優れた才能・個性を伸ばす教育の推進	・突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を伸ばし、機会を充実させる。 ・大学入学選抜において、多様な能力が評価される仕組みの拡大が推進される。	5	7	・科学コンテストの参加者数	JST調査	前年度以上	362研究・54,283人	422研究・53,112人	・次世代科学技術チャレンジプログラム ・科学技術コンテストの推進 ・大学入学選抜実施要項 ・学術マネジメント指針(追補) ・大学入学選抜の実施の把握及び分析等に関する調査研究 ・大学入学選抜における好事例選定委員会 ・大学が民間企業等と連携して行う取組を、好事例の収集・展開を通じて引き続き促進する	・次世代科学技術チャレンジプログラムにおいて、理数分野で卓越した才能を持つ児童生徒の能力の更なる伸長を図るプログラムの開発・実施に取り組む大学等の活動を支援することによって、卓越した才能を持つ児童生徒の能力を伸ばし伸ばすことができる。 ・科学技術コンテストの推進により、国内外の生徒が理数分野で切磋琢磨し能力を伸ばせる場を提供できる。 ・実施要項や学術マネジメント指針(追補)、好事例の周知により、多様な能力が評価される仕組みの拡大を推進する。(※実施の把握及び分析等に関する検討会 ・大学入学選抜における好事例選定委員会						
				・大学入学選抜における多様な能力が評価される仕組みの拡大	文部科学省「大学入学選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究」 文部科学省「大学入学選抜における好事例集」(隔年度)	—	—	—								
○起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進	・支援プログラムを通じ、小中高生にアントレプレナーシップ教育の受講機会を拡大する。 ・全国の大学生等にアントレプレナーシップ教育を推進する。	5	8	・全国の大学等における起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の受講者数	事業の実績報告書を基に算出	・大学生のアントレプレナーシップ教育受講者数: 6万人(R6)	・大学生のアントレプレナーシップ教育受講者数: 5.2万人	・大学生のアントレプレナーシップ教育受講者数: 7.6万人	・大学発新産業創出プログラム(START) ・全国アントレプレナーシップ醸成促進事業	アントレプレナーシップ教育の効果を測定し、好事例を全国の大学に展開することや、小中高生へのアントレプレナーシップ教育を提供を支援することによって、全国の大学等や高校等におけるアントレプレナーシップ教育の受講者の増加に繋がる。						
				・小中高における起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の受講者数	事業の実績報告書を基に算出	・小中高生のアントレプレナーシップ教育受講者数: 1万人(R6)	・小中高生のアントレプレナーシップ教育受講者数: 2.3万人	・小中高生のアントレプレナーシップ教育受講者数: 4.6万人								
○大学の共創拠点化	より多くの国立大学法人等において、地域、産業界等多様なステークホルダーと連携して共創活動が行われる拠点(イノベーション・コミュニティ)が整備される。	5	9	・施設整備をきっかけに共創プロジェクトを開始した国立大学等の数	文部科学省調べ	54法人(R7年度) ※まずは全体のうち6割を目指す。	—	—	・国立大学法人等施設整備費(文教施設費) ・国立大学法人等事務経費 ・国立大学法人等施設整備に関する検討会 ・国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議	・「国立大学法人等施設整備に関する検討会」及び「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」等において、国立大学等における共創拠点(イノベーション・コミュニティ)の在り方や方針、事例等を各大学等に提示し、各大学等が共創プロジェクトを開始する。 ・その上で、各大学等が施設整備を行う際、「国立大学法人等施設整備費(文教施設費)」を通じて財政支援を行うとともに、大学等への伴走支援を行うことで、各種整備がなされ、共創プロジェクト・活動が推進される。						
				・大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設(PBLの実施)を行う大学の割合(再掲)	文部科学省「大学における教育内容等の改革状況調査」(毎年度)	前回調査時より増加	—	—								

第4期教育振興基本計画内の基本施策	達成目標	目標番号	枝番号	測定指標	出典(調査等)	目標値	実績値		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか	
							R5年度	R6年度			
目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成											
○子供の意見表明	身近な課題を子供たちで関与・解決する経験を通じて、子どもの主体性が育まれる。	6	1	国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における子供の意見の聴取・反映の状況(目標16の測定指標の一部)	教育委員会の現状に関する調査	前回調査比増	—	—	学校や教育委員会等の先導的な取組事例をHPやSNS等を用いて周知	先導事例の模倣啓発することによって、他の自治体でも取組が広がることが期待でき、課題解決を経験したことがある子供の数が増え、また好事例の周知により各自治体における取組の質が向上し、子供の主体性の育成が一段階期待される。	
○主権者教育の推進	平和で民主的な国家・社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達段階等に応じて身に付ける。	6	2	地域や社会をよくするために何かに参画したいと思う児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	(小)90% (中)80%	(小)76.9% (中)63.9%	(小)83.5% (中)76%	・主体的な社会参画の力を育む指導の充実 ・大学等に対して、学生等への啓発活動の充実等について周知	発達段階に応じた指導の充実や周知啓発を図り、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力などを育み、目標達成に貢献する。	
				・国や地域の政治や選挙について関心がある青少年の割合	独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」(本調査は2～3年に1度実施。)	40%	—	—			
				・高等学校等における主権者教育の実施状況	主権者教育(政治的教養の教育)に関する実施状況調査(3年に1度実施)	すべての高校生等に対する主権者教育の実施	—	—			
				・学級生活をよりよくするために学級会(学級活動)で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	(小)80% (中)80%	(小)77.2% (中)77.6%	(小)84.3% (中)86.2%			
○持続可能な開発のための教育(ESD)の推進	我が国がESDの推進拠点として位置付けているユネスコスクール加盟校を中心に、活動の質の担保を図るとともにユネスコスクール間のネットワーク強化を行い、持続可能な社会の創り手の育成を実現する。	6	3	ユネスコスクール定期レビュー対象校のうち研修会に参加し、他校の活動事例を学ぶとともにユネスコスクール間のネットワーク形成に資する活動を実施した学校の割合	事業完了報告書を基に算出	100%	95%	89%	ユネスコ未来共創プラットフォーム事業	5年間で全ての加盟校がレビューを受けられるよう、ユネスコスクール定期レビューを確実に実施し、各加盟校の活動の質の担保を図るとともにユネスコスクール間のネットワーク強化、ESDの推進を図る。	
○男女共同参画の推進	学校教育分野において、女性の採用・管理職への登用を推進させるため学校教育分野における初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合を増加させる。	6	4	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教員の初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」に係る内容が取り扱われる割合	初任者研修実施状況調査	90%	57.9%	R8.2月公表予定	女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業	本事業では、学校分野における女性の採用・登用をテーマとする全国フォーラムを開催し、各地域が抱える課題の共有、好事例やロールモデル等の提供を通じて、女性の採用・登用に関する理解促進を図ることとしているため、事業参加者の女性参画の重要性への理解度が高まるとともに、校内・校外研修での当該テーマでの実施を促す働きかけを行うことにより、学校教育分野における初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合の増加につながる。	
○消費者教育の推進	国民一人一人が自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるよう、「持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業」等における様々な取組を実施し、令和6年度の測定指標の調査における取組の割合および令和9年度の調査における取組の割合を増加させる。	6	5	教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合	消費者教育に関する取組状況調査	70%	—	76.50%	持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業	消費者教育フェスタや、成年年齢引き下げを踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築等の実施により好事例を構築、展開し、各教育委員会や大学における消費者教育の推進を促すことで、目標達成に貢献する。	
				・大学等における消費者教育関連(消費者問題に関する啓発・情報提供以外)の取組の割合	消費者教育に関する取組状況調査	70%	—	56.40%			
○環境教育の推進	・学習指導要領の趣旨を踏まえ環境教育の充実が図られる ・児童生徒が生命の有限性や自然の大切さなどを実感しながら理解することができるよう、自然体験や農山漁村体験などの体験活動を推進する。 ・地域等においても環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、体験活動の推進が図られる。 ・より多くの学校施設において、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮した、環境教育の教材として活用できる学校施設(エコスクール)が整備される。	6	6	・教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の受講者数	教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修 成果資料	500人	397人	620人	・「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」の周知 ・健全育成のための体験活動推進事業 ・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト【再掲】 ・(独)国立青少年教育振興機構運営費交付金【再掲】 ・公立学校施設整備費「エコスクール・プラス」 ・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議	・教職員等の「教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修」受講を促進することによって環境教育への取組を推進する。 ・自然や文化などに親しむことにより、その地域の特色や環境保全等に対する理解を深めることができるため、学校等における宿泊体験活動の取組を支援することで、自然体験や農山漁村体験などの体験活動を推進する。 ・青少年自立支援プロジェクトでは、子供たちの心身の健全な発達のための自然体験活動推進事業を通じて、国立青少年教育振興機構では、体験活動を推進するための子どもゆめ基金の助成などを通じて、体験活動の機会の充実を図ることで目標達成に貢献する。 ・エコスクールの整備について、「公立学校施設整備費」による財政支援を行うとともに、「エコスクール・プラス」を活用し、ZED化や木材利用等を行うなど、環境に配慮した先進的な学校施設の整備を推進する。 ・「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」等により、環境教育に資する施設整備推進施策の方向性を各教育委員会等に提示し、学校施設自体が環境教育の教材となるよう、エコスクールの整備とその活用を促す。	
			・児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校	事業の実績報告書を基に算出	800校	690校	のべ720校				
			・公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合【再掲】	独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」(本調査は2～3年に1度実施。)	52.30%	—	—				
			・「エコスクール・プラス」に認定された公立学校施設の数	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotu/ecoschool/detail/1289609.htm	400校	262校	311校				
○災害復興教育の推進	—	6	7	—					—	—	

第4期教育振興基本計画 内の基本施策		達成目標	目標 番号	枝番号	測定指標	出典 (調査等)	目標値	実績値		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか
								R5年度	R6年度		
目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂											
○特別支援 教育の推進	「全ての学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。」 ・より多くの学校施設でバリアフリー化される。 ・特別支援学校において、在籍児童生徒数に見合った必要な教室数を確保される。	7	1	・幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画・個別的教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合	文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」(毎年)	おおむね100%	(個別の指導計画) 94.6% (個別的教育支援計画) 94.0%	—	—	・令和4年3月にとりまとめられた「特別支援教育を担当教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告や、令和5年3月にとりまとめられた「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」で示された具体的な方向性の周知やフォローアップ ・公立学校施設整備費 ・学校施設整備計画 ・学校施設のバリアフリー化に関する国としての整備目標の提示	「特別支援教育を担当教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告においては、 ・全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験すること ・特別支援教育支援員等の経験について、採用選考において考慮すること といった具体的な方向性が示されており、 ・通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告においては、 ・児童生徒の実態を適切に把握し、必要な支援を組織的に行うための校内支援体制の充実 ・自らの学校で受けられる連続による指導の促進 ・特別支援学校からの小中学校等への支援の充実 ・特別支援学校と小中学校のいずれかで連携した一体的な取組を行う自治体への支援 といった具体的な方向性が示されている。 こうした方向性の周知やフォローアップによって、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪で取り組むことが可能となる。 ・学校施設整備計画等において学校施設に必要な水準・留意事項を各教育委員会等に示す。 ・その上で、各地方自治体が施設整備を行う際、「公立学校施設整備費」を通じて財政支援を行うことで、バリアフリー化や特別支援学校の教室不足の解消など、各種整備が推進される。
				・小・中・高等学校等において連続による指導を受けている児童生徒数	文部科学省「連続による指導実施状況調査」	前年比増	198,343人	203,376人			
				・小・中・高等学校等に採用後、おおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験した教師の割合	文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」(毎年)	前年比増	19.20%	—			
				・校舎にエレベーターを整備している公立小中学校の割合	文部科学省「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」(隔年)	—	—	31.2%			
○不登校児童 生徒への 支援の推進	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を実施し、学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けられない不登校児童生徒数の割合の減少を目指す。また、学びの多様な学校の設置準備に関する支援を行い、全都道府県・政令指定都市に学びの多様な学校が設置された状態を目指す。	7	2	・学校内外で専門機関等の相談・指導等または教職員から継続的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(毎年)	前年度比減	小中学校: 4.2%	R7.10月公表予定	—	・不登校等の早期把握・早期対応や教育相談体制の整備など、困難を抱える児童生徒に対し、オンラインも活用しながら、学校や地域において福祉部局等とも連携した広域的な支援体制の構築 ・学びの多様な学校の設置準備に関する支援	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業(補助金事業)の実施により、自治体における不登校対策のための支援体制の構築や不登校児童生徒等を対象とする特別的教育課程を編成して教育を実施する学びの多様な学校の設置が促進され、相談・指導等を受けられない不登校児童生徒数の割合の減少に資する。
				・学びの多様な学校の設置数(5年後目標値: 全都道府県・指定都市への設置)	文部科学省調べ(毎年)	全都道府県・指定都市への設置	7都道府県 5指定都市	12都道府県 7指定都市			
				○ヤングケア ラーの支援	スクールソーシャルワーカーによるヤングケアラーに係る課題を抱えた児童生徒への支援において、課題が解決したり、状況が好転したりするなど、適切な支援に繋げることができている児童生徒の割合の増加を図る。	7	3	・「スクールソーシャルワーカー活用事業」に係る実態調査における、ヤングケアラーに係る問題について継続的に支援した児童生徒のうち、問題が解決する、もしくは状況が好転したものの割合	文部科学省調べ(毎年)	前年度比増	32.10%
○子供の貧 困対策	全ての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられる社会の実現が図られる。	7	4	・生活保護世帯の高等学校等進学率	厚生労働省調べ(毎年)	前年度比増	92.5%	—	—	・教育費の負担軽減 ・学校における指導・相談体制の充実 ・地域の教育資源の活用	貧困世帯における教育費の負担軽減により、希望する学校への進学や質の高い教育を受けられる社会の実現に繋がる。また、学校における指導・相談体制の充実や地域の教育資源の活用により、貧困問題の早期発見や福祉・就労との組織的な連携、貧困の連鎖を断ち切ることに繋がる。
				・生活保護世帯の高等学校等中退率	厚生労働省調べ(毎年)	前年度比減	3.7%	—	—		
				・生活保護世帯の大学等進学率	厚生労働省調べ(毎年)	前年度比増	42.9%	—	—		
○高校中途 退学者等 に対する 支援	・生徒指導、キャリア教育・進路指導、教育相談が連携し、小・中学校段階も含め、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力の育成を図ることにより、中途退学を余儀なくされる状態を未然に防ぎ、高校生等の中途退学の改善を図る。 ・高校中途退学者が卒業程度の学力を身に付け、就職や進学に繋げる機会の充実を図るため、高校中途者等への学習支援や就職支援等を希望する20程度の自治体を国として支援する。	7	5	・高校生等の中途退学	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(毎年度)	前年度減	46,238人	R7.10月公表予定	—	・SC・SSWの配置拡充など、課題を抱える生徒に対する学校における相談体制の充実、キャリア教育の推進・地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の実施、高校等で学び直す者に対する修学支援の実施 ・地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業(学校を核とした地域力強化プラン)	SC・SSWの配置拡充など、課題を抱える生徒に対する学校における相談体制の充実、キャリア教育の推進・地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の実施、高校等で学び直す者に対する修学支援の実施等により、児童生徒が悩み等を抱えたまま、中途退学を余儀なくされる状況を未然に防ぐことに繋がる。 ・高校中途者等を対象に、高校卒業程度の学習支援・学習相談等を実施する自治体を補助し、その成果の普及啓発を図ることで取組の横展開が進む。
				・「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」における補助対象数(自治体数)	文部科学省調べ	20	6	7			
○海外で学 ぶ日本人・日 本人等への 教育の推進	・在留邦人の子供の教育の機会確保のため、「公立学校義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に準じた教師配置を実現することで国内同等の学びが保障される。 ・外国人児童生徒等に対する教育を充実させるための事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供され、全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等を受けられるようになる。	7	6	・義務標準法に基づき算出した教職員定数に比した派遣教師数の割合	文部科学省調べ	100% (R12年度)	87.3%	87.60%	—	・在外教育施設教員派遣事業等 ・外国人児童生徒等への教育の充実(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)	・国内に比して教育環境が十分ではない在外教育施設において、教師の果たす役割は極めて大きいため、国内の教師を派遣し、充足率を100%に近づけることで、国内同等の学びの保障につながる。 ・日本語指導補助者等の外部人材の配置等が増え、日本語指導が必要な児童生徒へのきめ細かな指導が可能となる。
				・全国の公立小中学校で特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒のうち「特別的教育課程」の編成・実施による日本語指導等を受ける児童生徒数の割合	日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(隔年実施)	80%	76.9%	—			
○特異な才 能のある児 童生徒に対 する指導・支 援	教職員等の当該児童生徒に対する理解が深まり、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、子供たち一人一人にあった授業や学級経営が行われる。	7	7	・「全国学力・学習状況調査(小学校)質問紙調査」における「授業は、自分にあった考え方、教材、学習時間などになっていた」という問いに対して「当てはまる」と回答した割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	小: 45% 中: 30%	小: 37.3% 中: 22.8%	小: 34.4% 中: 24.9%	—	特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業	特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進、多様な学びの場の充実、特性等把握する際のサポート、学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供及び実証研究を通じた実証事例の蓄積等の実施により、当該児童生徒もめ合った子どもたち一人一人にあった教育活動の展開につながる。
				・特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業における、実践事例の登録・公表件数	文部科学省HP	5(R7)	10	10			
				・文部科学省HPに掲載する特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関する研修動画の再生回数	文部科学省教育課程課YouTubeチャンネル	30000	4439	5814			
○大学等にお ける学生支 援	複数の大学等が連携するプラットフォームの形成支援等を通じて、各大学等における障害学生支援が促進されることで、高等教育へのアクセスを希望する障害のある学生が意欲と能力に応じて大学等で学べる機会の確保を目指す。	7	8	障害学生支援に関する大学連携を含む関係機関との連携実施校数の割合	日本学生支援機構(大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査)	90%	50.9%	65.4%		障害のある学生の修学・就職支援促進事業	当該事業により、障害のある学生の支援について先進的な取組や知見を持つ複数の大学を対象に、大学等が連携するプラットフォーム形成を支援し、各大学等の障害学生の支援の充実を図ることで、達成目標の達成に貢献する。
○夜間・中学 の設置・充 実	義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な背景を有する生徒に対する、夜間・中学の設置促進・充実を通じた教育機会の確保	7	9	夜間・中学の設置数	文部科学省調べ	全都道府県・指定都市への設置	23都道府県(11)・指定都市(12)に44校	32都道府県(19)・指定都市(13)		・夜間・中学の設置促進・充実事業 ・各種行政説明会での情報提供・事例紹介 ・通知、事務連絡の発出による指導助言	補助事業等の活用や行政説明や事務連絡の発出等を通じた情報提供により、各地域の実情に応じて多様なニーズの把握等、夜間・中学の設置に向けた具体的な取組が進むと考えられる。
○高等学校 定時制課 程・通信 制課程の 質の確保 ・向上	関係機関や地域社会等との連携による様々な学習機会の設定等、生徒の多様な学習ニーズにきめ細かく対応していただくための支援等による、定時制課程・通信制課程の質の確保・向上	7	10	・不登校傾向にある生徒等を対象とした、オンライン等を活用した学びの実証研究数	・オンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究成果報告書	実証研究数 10	—	実証研究数 2		・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究(オンライン等を活用した学びの実証研究) ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究(定時制・通信制校の学び充実支援事業) ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究(通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業)	・不登校傾向にある生徒等を対象とした、オンライン等を活用した学びの創出・普及により、当該モデルを参考にした各学校の取組の質向上が図られる。 ・多様な背景を持つ生徒等を対象とした、個別最適な学びと協働的な学びの創出・普及により、当該モデルを参考にした各学校の取組の質向上が図られる。 ・通信制高校について、管理運営や教育内容を点検し指摘・改善を促すことにより、不適切な事実が解消され質が向上する。
				・多様な背景を持つ生徒等を対象とした、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実証研究数	・定時制・通信制の学び充実支援事業成果報告書	実証研究数 40	実証研究数 7	実証研究数 4			
○高等学校 における 教育の質 確保・多 様性への 対応に関 する調査 研究	・通信制高校の管理運営や教育内容に係る点検調査を行い改善が報告された件数	7	11	・通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業成果報告書	点検調査 50	点検調査 7	点検調査 12				
				・広報サイト「#知る専」を中心とした各種広報媒体における発信を通じて、多様な背景の受け入れという役割を担っている高等専修学校の認知度を向上させる。	文部科学省調べ	一年度あたり4コンテンツ以上(3ヶ月に一度)	9	19		専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発力強化強化事業	専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発力強化強化事業では、専修学校の魅力を世に発信するため、広報サイト「#知る専」等の運営を行っており、事業においては日々専修学校に関するコンテンツの創出や情報発信に取り組んでいることから、高等専修学校のコンテンツ発信数やアクセス数の増加につながる。
○日本語教 育の充 実	国内に居住する外国人が日常生活に必要な日本語能力を身に付けようとする環境が充実し、円滑な社会生活を送ることができるようになる。	7	12	①在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合	法務省が公表している在留外国人数と文部科学省「日本語教育実態調査」を基に算出	10%	7.7	—	—	外国人等に対する日本語教育の推進	外国人等に対する日本語教育の推進による、日本語教育の全国展開・学習機会の確保、日本語教育の質の向上等を通じて、日本語教育の環境整備を計画的に推進し、国内に居住する外国人の中で日本語学習者が増えることで、円滑な社会生活を送ることができるようになる。
				②日本語教室がある市区町村の割合	文部科学省「日本語教育実態調査」	60%(令和8年度)	61	—			
				③日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりにより、地域住民等の外国人入居または日本語教育に関する意識が変化しと回答した地方公共団体等の割合	文部科学省調べ	50%	56.4	59.6			
○教育相談 体制の整 備	・心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を含む「チーム学校による」組織的対応にて、いじめが解消する。 ・様々な課題を抱える児童生徒が、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談を受けられる状態になる。	7	13	・認知したいじめのうち、解消しているものの割合	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(毎年)及び「全国学力・学習状況調査」	80%	①77.5% ②小学校: 68.5% ③中学校: 66.4%	R7.10月公表予定	—	・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の配置充実 ・電話やSNS等を活用した相談体制の整備	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の実施により、教育相談体制を充実させることで、いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題への適切な対応につなげることができると。
				・学校内外で専門機関等の相談・指導等または教職員から継続的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(毎年度)	前年度比減	小中学校: 4.2%	R7.10月公表予定	—		
○障害者の 生涯学習 の推進	・障害者の生涯にわたる学び(学習・文化芸術・スポーツ等)の機会を充実した社会・放送番組(テレビ・ラジオ)への字幕の付与や点字試験問題の作成など障害者のための学習支援策を引き続き実施し、障害者が生涯にわたって学習することができる環境を実現。 ・放送大学において、社会的包摂の観点から、障害者等やその支援者を対象に、新たな取組等を行い、高等教育機関による遠隔教育での障害者の生涯学習の推進を支援。	7	14	・学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会があると回答する障害者の割合	生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究	50%	—	—	—	・学校卒業後における障害者の学びに関する支援推進事業 ・放送大学学園補助	・本事業において、調査研究、実証研究及び普及・啓発活動等を実施することで、自治体における支援体制の整備、多様な担い手による学習プログラムの開発、障害者の生涯学習への理解等が促進され、障害者の生涯にわたる学び(学習・文化芸術・スポーツ等)の機会が促進され、障害者の生涯にわたる学び(学習・文化芸術・スポーツ等)の機会が充実する。 ・放送大学学園が行う放送大学の設置・運営、放送、放送、そのほか関連する業務に要する経費に対して補助することで、学習支援策の実施や新たな取組等の実現につながる。
				・放送番組の字幕付与等の学習支援策の数	放送大学学園調べ	学習支援策の数の維持(継続実施)	19	25			
				・障害者等への生涯学習支援の新たな学習コンテンツ等の制作数	放送大学学園調べ	毎年度制作数を維持	3	1			
○障害者の 文化芸術 活動の推 進	障害者があらゆる地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができる	7	15	・障害者による文化芸術活動の活動割合(文化芸術を直接鑑賞した障害者の割合、鑑賞以外の文化芸術を実施した障害者の割合)	2025年度までに新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の活動状況に回復、2025年度までに更なる向上	※(直接鑑賞)2018年42.6%、2020年28.4% (鑑賞以外)2018年16.3%、2020年11.2%	—	—	—	・障害者等による文化芸術活動推進事業	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「文化芸術基本法」や、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」、「文化芸術推進基本計画(第2期)」に基づく施策を国として着実に推進するため、「障害者等による文化芸術活動推進事業」を実施し、文化芸術団体等が実施する障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保に係る先導的・試行的な取組を支援する。更には、支援人材の育成等に取り組むことで、先導的・試行的な取組の成果を基にした横断的な課題解決を図るなど、文化施設、文化芸術団体、地方自治体等における取組を促進する。これにより、先導的・試行的な取組が全国に普及・展開され、共生社会の実現に向け、性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが障害を通じて、あらゆる地域で文化芸術に親しみ、その豊かなさを享受できる環境を形成する。
				・障害者による文化芸術活動の活動割合(文化芸術を直接鑑賞した障害者の割合、鑑賞以外の文化芸術を実施した障害者の割合)	地方における文化行政の状況について(文化庁)	2027年度47	(2020年度)11、(2022年度)31、(2023年度)36	(2024年度)41			

第4期教育振興基本計画内の基本施策	達成目標	目標番号	校番号	測定指標	出典 (調査等)	目標値	実績値		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか
							R5年度	R6年度		
目標8 生涯学び、活躍できる環境整備										
○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実	「企業等の人材育成ニーズを踏まえたプログラムを新たに開発・実施するとともに、産官学協力の積極的取組によりながら地域におけるリカレント教育の裾野の実施を目指すリカレント教育プラットフォームを全国に設置することで、大学等が産業界のニーズに対応したプログラムを提供できる体制を整備する。」 「職業実践力育成プログラム」(BP)の積極的周知を図り、大学等における実践的・専門的教育の実施を推進する。 ・専修学校においても産業界と連携した実践的なリカレント教育の充実を図るべく、「キャリア形成促進プログラム」(※)を促進する。 ※夜間学科など社会人が受講しやすい工夫等がなされている専修学校の課程等(夜間や短期開講及び教育訓練給付金の活用等)について、職業的知識、技術及び技能について体系的な教育を行い社会人の職業能力の向上によるキャリア形成を図る課程について文部科学大臣が認定する制度。 ・産業界と連携した実践的な職業教育を行う専門職大学院において、リカレント教育の充実が推進される。	8		・「企業等の人材育成ニーズを踏まえて開発されたプログラムの数、受講者数」 文科科学省調べ ・「リカレント教育による新時代の産業労働体制構築に向けた調査研究事業」において設計されたプログラムの数 文科科学省調べ ・「地域ニーズに応える産官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業における提供回数」 職業実践力育成プログラム(BP) (文部科学大臣認定制度) ・職業実践力育成プログラム(BP)の認定課程数 職業実践専門課程 (文部科学大臣認定制度) ・「キャリア形成促進プログラム」の認定数(前年比増) ・専門職大学院における社会人学生数 文科科学省調べ ・「社会人に配慮した入試を実施する専門職大学院の割合」 文科科学省調べ ・勤務時間に対応した授業時間の設定を行っている専門職大学院の割合 文科科学省調べ	100 10 (令和6年度) 20 500 1,200校 40課程 — — —	プログラム数：87プログラム 受講者数：3571人 — 15 12 463 1,110校 23課程 8,847名 ※法科大学院、教職大学院は除く。 88.8% ※法科大学院、教職大学院は除く。 75% ※法科大学院、教職大学院は除く。	— 15 14 463 1,123校 22課程 9,338名 ※法科大学院、教職大学院は除く。 90.4% ※法科大学院、教職大学院は除く。 77.1% ※法科大学院、教職大学院は除く。	・成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業(令和5年度終了) ・リカレント教育による新時代の産業労働体制構築に向けた調査研究事業 ・地域ニーズに応える産官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業 ・大学等向け説明会の実施や、パンフレット等を活用し、BPIに関する積極的周知・広報活動 ・専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議において、職業実践専門課程の認定校数の増加に資する議論を協議 「職業実践専門課程を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業 ・実態調査の実施及び当該調査結果を基に、専門職大学院の基礎情報を周知・普及 ・説明会の開催等の広報活動を実施 ・令和5年度先端の大学改革推進委託事業における「専門職大学院におけるリカレント教育」「リスクキングの現状・課題」に関する調査研究」の実施及び当該調査結果の周知・普及	・産業界界の人材育成課題を整理し、大学等の教育資源を活用してその課題に対応する教育プログラム案を設計することで、産業界のニーズを踏まえたリカレント教育プログラムの開発・実施に繋がる。 ・地域の人材ニーズに対応するリカレント教育を継続的に実施するための産官学の対話・連携の場を形成する自治体等の取組を支援し、その取組成果の普及啓発を図ることによって横展開が進み、プラットフォーム拠点数の増加に繋がる。 ・BP認定制度の認知度向上や認定のメリットを周知することで、大学等の申請に対するモチベーションを高め、申請数・認定数の増加に繋がる。 ・キャリア形成促進プログラム認定制度の認定のメリットを周知することで、社会人の職業能力向上への重要性と申請に関するモチベーションを高め、申請数・認定数の増加に繋がる。 ・達成手段に既載した取組の実施により、社会人やその他の民間企業等における専門職大学院やリカレント教育への認知や興味、関心、理解を高め、専門職大学院と企業等の双方からリカレント教育が推進される機運の醸成を図る。	
○働きながら学べる環境整備	・「社会人の受講しやすいように配慮した大学等の実践的・専門的プログラム」を文部科学大臣が認定する「職業実践力育成プログラム」(BP)の積極的周知を図り、オンラインの活用や夜間・週末開講など、社会人が学びやすい工夫を施したプログラムを充実させる。 ・放送大学においてもオンライン授業の充実や、社会のニーズに応じたリカレント教育プログラムをきむインターネット配信公開講座の拡充や放送大学のノウハウや技術を生かした各大学・大学院、企業、行政等との連携によるプログラムの提供等を行い、リカレント教育をはじめとする生涯学習の拠点としての役割を果たすことで、働きながら学べる適切な教育の体制充実を実現。	8	・「職業実践力育成プログラム(BP)の認定課程数」 職業実践力育成プログラム(BP) (文部科学大臣認定制度) ・「キャリア形成促進プログラム」の認定数(前年比増)【再掲】 キャリア形成促進プログラム (文部科学大臣認定制度) ・放送大学におけるオンライン授業数・インターネット配信公開講座数及び各大学・大学院、企業、行政等との連携によるプログラムの提供状況 放送大学学園調べ	500 40課程 前年度以上	426 23課程 284	463 23課程 200	・大学等向け説明会の実施や、パンフレット等を活用し、BPIに関する積極的周知・広報活動【再掲】 ・BP認定と併せて教育訓練給付対象講座の申請手続きとの連携に関する厚労省との検討 ・「社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト『マナパス』の改良・充実」 ・リカレント教育のための情報提供の充実 「マナパス」の活用やデジタルバッジの普及を通じて学習歴の可視化の推進 「職業実践力育成プログラム」や「キャリア形成促進プログラム」の認定制度の推進・周知 ・産官学の連携体制(リカレント教育プラットフォーム)の構築の支援と成果の全国展開	・BP認定制度の認知度向上や認定のメリットを周知することで、大学等の申請に対するモチベーションを高め、申請数・認定数の増加に繋がる。 ・キャリア形成促進プログラム認定制度の認定のメリットを周知することで、社会人の職業能力向上への重要性と申請に関するモチベーションを高め、申請数・認定数の増加に繋がる。 ・放送大学学園が行う放送大学の授業・通電、放送、その他関連する業務に要する経費に対して補助することによって、オンライン授業やインターネット配信講座、プログラム提供の充実につながる。		
○リカレント教育のための経済的負担軽減・情報提供	・「社会人がリカレント教育プログラムを受講する際の経済的負担を軽減するため、教育訓練給付対象である「職業実践力育成プログラム」(BP)を推進する。また、「マナパス」における講座情報の発信を通じて、リカレント教育プログラムの認知度を向上させるとともに、社会人がリカレント教育プログラムに関する情報を効率的に収集しやすい環境を整備する。」	8	・「教育訓練給付の対象となる職業実践力育成プログラム(BP)数」 厚生労働省調べ ・「社会人の学びを応援するポータルサイト『マナパス』への掲載講座数」 文科科学省調べ ・この1年(あるいは)の間に月1回以上行った学習の理由として、「①家庭や日常生活に生かすため」、「②人生を豊かにするため」、「③健康の維持・増進のため」、「④教養を深めるため」、「⑤他の人との関係を深めたり、友人を得たりするため」、「⑥地域や社会における活動に生かすため」を行った者の割合の増加 ・この1年(あるいは)の間に、月1回以上の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加 ・この1年(あるいは)の間に、月1回以上行った学習の理由として、「①家庭や日常生活に生かすため」、「②人生を豊かにするため」、「③健康の維持・増進のため」、「④教養を深めるため」、「⑤他の人との関係を深めたり、友人を得たりするため」、「⑥地域や社会における活動に生かすため」を行った者の割合の増加	300 6000 前回調査時以上	260 5295 —	280 5312 —	・大学等向け説明会における教育訓練給付制度の周知 ・BP認定と教育訓練給付対象講座の申請手続きとの連携に関する厚労省との検討 ・「社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト『マナパス』の改良・充実」 ・リカレント教育のための情報提供の充実 「マナパス」の活用やデジタルバッジの普及を通じて学習歴の可視化の推進 「職業実践力育成プログラム」や「キャリア形成促進プログラム」の認定制度の推進・周知 ・産官学の連携体制(リカレント教育プラットフォーム)の構築の支援と成果の全国展開	・大学等へ教育訓練給付制度の周知を行うことで教育訓練給付制度の認知度を向上を図るとともに、BP認定と教育訓練給付制度の申請手続きの連携を進め、両制度に係る手続きの負担軽減を図ると、BP認定と併せて教育訓練給付対象講座を活用するモチベーションを高める職業実践力育成プログラム(BP)数の増加に繋がる。 ・大学等向け説明会の周知を行うことで講座掲載数の増加に繋げるとともに、コンテンツの充実化や機能性の改善により、社会人の学び直しに対する意欲の喚起や「マナパス」の利用者数を増加を図り、民間企業等の「マナパス」の認知度向上や講座掲載数のモチベーション向上に繋げる。 ・学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けのプログラムの開設状況や学びの支援制度等に関する情報を効果的に入手できるようにすると、学習者のハードルを下げる。 ・個人が学んだことを可視化することにより、学習者のモチベーションの向上につなげる。 ・「職業実践力育成プログラム」や「キャリア形成促進プログラム」の活用を推進・周知することで、社会人が学びやすい環境の整備を図る。 ・大学等におけるリカレント教育に関して産業界や地域の人材ニーズの把握を通じて、社会人が仕事や転職等で生かすことのできるプログラムの提供を促進する		
○現代的・社会的課題に対応した学習等の推進	学校教育分野において、女性の採用・管理職への登用を推進しつつ女性キャリア教育分野における初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合を増加させる。【再掲】 ・各学校・学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成・実施していくために、学校安全総合支援事業を実施し、安全教育を実施している学校の割合を増加させる。 ・消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、持続可能な地域社会の実現に向けた消費者教育及び環境教育推進事業等における様々な取組を実施し、令和6年度の測定指標の調査における取組の割合および令和9年度の調査における取組の割合を増加させる。	8	・小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教員の初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」に係る内容を取り扱われる割合【再掲】 初任者研修実施状況調査 ・学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 文科科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」 ・消費者教育に関する取組状況調査 消費教育に関する取組状況調査 ・大学等における消費者関連(消費者問題に関する啓発・情報提供以外)の取組の割合【再掲】 消費教育に関する取組状況調査	90% 100% 70% 70%	57.9% 96.2% — —	R8公表予定 — 76.50% 56.40%	・女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業では、学校分野における女性の採用・登用をテーマとする全国フォーラムを開催し、各地域が抱える課題の共有、好事例やロールモデル等の提供を通して、女性の採用・登用に際する理解促進を図ることとしている。事業参加者の、女性参画の重要性への認識が高まることにより、校内・校外研修での研修テーマの柔軟な変更や働きかけを行うことにより、学校教育分野における初任者研修(校内研修・校外研修)で「男女共同参画」をテーマに取り上げる割合の増加につながる。【再掲】 ・学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し教育課程を編成・実施することを推進することにより、効果的な安全教育を実施している学校の割合を増加させることに繋がる。 ・消費者教育フェスタや、成年年齢引き下げを踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築等の実施により好事例構築、展覧し、各教育委員会や大学における消費者教育の推進を促すことで、目標達成に貢献する。【再掲】			
○女性活躍に向けたリカレント教育の推進	女性の多様なチャレンジを支援するモデル構築の事業で提供されるプログラムの受講者のうち80%以上から「キャリアアップに役に立つ」との評価を得る	8	「キャリアアップに役に立つ」と回答した受講者の割合 文科科学省調べ	80% 100%	100% 100%	100% 100%	女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業	本事業では、キャリアアップ・キャリアチェンジ等に向けた意識醸成・情報提供、相談体制の整備、学習プログラムの設計等を総合的に支援するモデルを構築するものであり、プログラムの有効性を高めることを目的としているため、事業実施により、「キャリアアップに役に立つ」と回答した受講者の割合の増加につながることが見込まれる。		
○高齢者の生涯学習の推進	高齢者が生涯を通じて学び、地域に参画し豊かな知識・技術・経験を活かせる環境を整備する。	8	・学習・自己啓発・訓練(学業以外)行動者数 ※個人の自由時間の中で行う学習・自己啓発・訓練で、社会人が仕事として行うものや、学生が学業として行うものは除く。 ・社会的な活動を行っている高齢者の割合 ※就労、町内会や地域行事等の活動、ボランティア活動、スポーツ・趣味関係のグループ活動等の活動を目指す。	— —	— —	— —	・学習活動の促進 ・社会参加活動の促進	高齢者の学習活動や社会参加活動の促進により、心の豊かさや生きがいが見込まれる機会や、社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を得る機会が増加が見込まれる。		
○リカレント教育の成果の可視化・活用	・大学等が社会人のキャリアアップや産業界等のニーズに資するように、内容レベル・取得スキルの明示化を図った大学等のリカレント教育プログラムを開発する。 ・文部科学省においてリカレント教育の効果や社会的影響に関する測定指標を開発することで、リカレント教育の効果を可視化し、個人や企業における適切な教育成果の評価・活用に繋げる。	8	・受講を通じて獲得できるスキル・能力やプログラムレベルを明示するプログラムの開発・実施数 文科科学省調べ ・リカレント教育効果の測定指標数 文科科学省調べ	100 5 (令和5年度で事業終了)	87 23	— —	・成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業(令和5年度終了) ・リカレント教育による新時代の産業労働体制構築に向けた調査研究事業 ・リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業	リカレント教育プログラムを開発する大学等に対する伴走支援の中で、過去の工夫事例等を示しながら、企業等による評価・検証への反映に繋がるよう獲得スキル・能力が明示化されたプログラムの開発・実施を促進する。 ・産業界との対話・協議への取組を促進する。 ・リカレント教育を受講した社会人や企業、大学等への調査やアンケート、分析等を通じてリカレント教育効果を定量的に示すこととその測定指標の開発、普及啓発に繋げる。		
○学習履歴の可視化の促進	・社会人の学びを応援するポータルサイト「マナパス」において、学習歴を可視化するオープンバッジ機能の利用実績100名以上を目指すとともに、職業歴の連携や就職・転職活動への学習歴の活用を見据えた厚生労働省の「マイジョブカード」とのシステム連携を令和6年度中までに行うことで、社会人の学び直しが企業等における迅速改善や就職・転職活動において積極的に評価される環境を推進する。	8	・「マナパス」におけるオープンバッジ機能の活用者数 文科科学省調べ ・厚生労働省の「マイジョブ・カード」とのシステム連携 文科科学省調べ	100 連携完了	5 —	— 連携完了	・社会人の学びの情報アクセス改善に向けたポータルサイト「マナパス」の改良・充実 ・デジタル技術を活用した多様な生涯学習の学習履歴の活用に関する調査研究	・学習歴の可視化に関する取組や「マナパス」のオープンバッジ機能に関して特集ページや外部イベント等の活用を行うことで利用者数増加に繋げる。また、厚生労働省が運営する「マイジョブ・カード」との連携については、個人の学習歴の活用を見据え、「マナパス」の運用委託事業者とともに、厚生労働省の調査研究を通じて、オープンバッジなどのデジタル技術の活用による個人の学習履歴の可視化に関する取組の進展が図られる。		
○生涯を通じて文化芸術活動の推進	—	8	国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合 文化庁「文化に関する世論調査」	・国民の鑑賞活動への参加割合(1)舞台芸術40.0%(2)映画43.0%	(2)①外出を伴う形で鑑賞 19.0% ②外出を伴わない形で鑑賞 28.6%	—	—	—		
目標9 学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力の向上										
○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進することにより、全ての公立小中学校に地域連携・協働する体制を構築し、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進める。	9	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 文科科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」 ・地域学校協働活動本部がバリエーションしている公立学校数 文科科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」 ・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合 文科科学省「全国学力・学習状況調査」 ・コミュニティ・スクールや地域協働活動に参画した地域住民等の数 文科科学省「学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金」実績報告書 ・子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合 文科科学省「学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金」実績報告書	前年度比増 前年度比増 前年度比増 前年度比増 前年度比増	18,135校 (52.3%) 21,144校 (61.0%) (小)86.1% (中)79.3% 1,011万人 57.30%	20,153校 (58.7%) 21,935校 (63.9%) (小)88.8% (中)84.1% 910万人 69.90%	・地域と学校の連携・協働体制構築事業 ・CSマスターの派遣 ・地域とともにある学校づくり推進フォーラム	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進するための財政支援や周知啓発を図ること等により、学校と地域が連携・協働による教育成果(課題を解決できる環境を整えること)で目標達成に貢献する。		
○家庭教育支援の充実	家庭教育支援チームの普及を図る等地域における家庭教育支援の推進を図ること、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数を増加させる。	9	保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数 文科科学省「地域における家庭教育支援状況調査」	1200自治体	1028自治体	763自治体 ※令和6年度調査は、令和5年度調査と調査手法や設問内容が異なる(設問の内容を計画に出来ていないものに変更)ことや、自治体の回答率が低かったことから、令和5年度の結果との乖離が生じています。 (参考)1200(目標値)／763(令和6年度実績値)／925(令和6年度回答自治体数)＝82.5%	・地域における家庭教育支援基盤構築事業	身近な地域において保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援することで、保護者の悩み・不安を解消できるよう、地域における家庭教育支援を推進することで、目標達成に貢献する。		
○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進め、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して関心をもって取り組む機会を確保する。	9	・地域連携や地域移行に係る方針策定のための協議会を実施した自治体の割合 スポーツ庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備に関する実施状況調査」 ・地域連携や地域移行の方針を策定した自治体の割合 スポーツ庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備に関する実施状況調査」 ・休日の運動部活動の地域連携・地域移行に関する取組を行っている自治体の割合 スポーツ庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備に関する実施状況調査」 ・休日の文化部活動の地域連携・地域移行に関する取組を行っている自治体の割合 文化庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域文化環境の整備に関する実施状況調査」	100%に近づける(R8) 100%に近づける(R8) 100%(R7) 100%に近づける(R8)	40% 17% 51% 38%	63% 29% 59% 61%	<予算事業> ・中学校における部活動指導員の配置支援事業 ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業 <通知等> ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定・公表	「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備等について、国の考え方を提示している。 これらを踏まえ、令和4年度から始まった地域スポーツクラブ活動体制整備事業では、自治体における部活動の地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に向けた体制の構築を推進する。 そして、地域スポーツクラブ活動体制整備事業では、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた委託事業を実施し、国において事業費負担が重なりやすいため、全国的な取組を推進するとともに、地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。 文化部活動改革(令和6年度予算、令和6年度補正予算)では、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、国において事業成果を広く普及することで、全国的な取組を推進する。 さらに、中学校における部活動指導員の配置支援事業では、各自治体における部活動指導員配置に係る経費を補助することで、直ちに地域移行に向けた体制整備を行うことが困難な場合における、部活動の地域連携に係る取組を支援する。		

第4期教育振興基本計画内の基本施策	達成目標	目標番号	枝番号	測定指標	出典 (調査等)	目標値	実績値		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか						
							R5年度	R6年度								
目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進																
○社会教育施設の機能強化	社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化することなどにより、社会教育施設の機能強化を図る。	10	1	・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を家庭・日常の生活に生かしている者の割合	内閣府「生涯学習に関する世論調査」	60%	—	—	今後の生涯学習・社会教育の振興方策の着実な実施(社会教育デジタル活用等推進事業など)	今後の生涯学習・社会教育の振興方策を着実に実施することで、社会教育施設におけるデジタル環境の整備や官民連携手法の活用などにより、利用者の利便性の向上や講座等の充実が図られ、また社会教育士の称号取得者の増加や公民館等への配置が促進されることで、社会教育施設の機能が強化される。						
				・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合	内閣府「生涯学習に関する世論調査」	20%	—	—								
				・公民館等における社会教育主事有資格者数	文部科学省「社会教育調査」	2,000名	—	—								
○社会教育人材の養成・活躍機会拡充	社会教育主事講習のオンライン化などによる社会教育主事講習の受講生の拡大や、多様な人材の社会教育士の称号取得の促進等を行い、地域における社会教育活動の充実を図る。	10	2	社会教育士の称号付与数	文部科学省調べ	2100	2521	2646	・今後の生涯学習・社会教育の振興方策の着実な実施【再掲】 ・社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業	今後の生涯学習・社会教育の振興方策を着実に実施、社会教育人材に係る制度の整備・見直しを推進する。 また、国費にて社会教育人材の養成・研修を行うことによる社会教育活動の充実を図る。						
○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	地域コミュニティの基盤強化には、地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実、社会教育施設の活性化に取り組みとともに、これらの施策と関連施策の連携を推進する。	10	3	・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を家庭・日常の生活に生かしている者の割合(再掲)	内閣府「生涯学習に関する世論調査」	60%	—	—	・地域と学校の連携・協働体制構築事業【再掲】 ・地域における家庭教育支援基盤構築事業【再掲】 ・今後の生涯学習・社会教育の振興方策の着実な実施【再掲】 ・CSマイスターの派遣 ・地域とともにある学校づくり推進フォーラム【再掲】	・コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な取組に係る支援や地域の実情に応じた家庭教育支援、今後の生涯学習・社会教育の振興方策を着実に実施による、社会教育施設の活性化により、目標達成に貢献する。 ・家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施や、それに対応するためのチーム員等に対する研修の強化への支援などを進めて、地域における家庭教育支援の取組を後押しすることで、目標達成に貢献する。 ・コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進するための財政支援や周知啓発を図ること等により、学校と地域が連携・協働する体制を構築し、自主的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境を整えることで目標達成に貢献する。(再掲)						
				・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合(再掲)	内閣府「生涯学習に関する世論調査」	20%	—	—								
				・コミュニティスクールを導入している公立学校数の増加(再掲)	文部科学省「コミュニティスクール及び地域学校協働活動実施状況調査」	前年度比増	18,135校 (52.3%)	20,153校 (58.7%)								
				・地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加(再掲)	文部科学省「コミュニティスクール及び地域学校協働活動実施状況調査」	前年度比増	21,144校 (61.0%)	21,935校 (63.9%)								
				・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加(再掲)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	前年度比増	(小)86.1% (中)79.3%	(小)88.9% (中)84.1%								
				・コミュニティスクールや地域協働活動に参加した地域住民等の数増加(再掲)	文部科学省「[学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金]実績報告書」	前年度比増	1,011万人	910万人								
				・子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加(再掲)	文部科学省「[学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金]実績報告書」	前年度比増	57.30%	69.90%								
				・保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数の増加(再掲)	文部科学省「地域における家庭教育支援状況調査」	1200自治体	1028自治体	763自治体 ※令和6年度調査は、令和5年度調査と調査手法や設問内容が異なる(設問の内容を計画に忠実に基づいたものに変更)ことや、自治体の回答率が低かったことから、令和5年度の結果との乖離が生じています。 (参考)1200(目標値)／1788(全自治体数)＝67.1% < 763(令和6年度実績値)／925(令和6年度回答自治体数)＝82.5%								
				目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成												
				○1人1台端末の活用	1人1台端末の活用を日常化する。	11	1	・児童生徒同士がやりとりする場面で、端末を週3回以上活用する学校の割合 ・児童生徒一人一人の特性や理解度・進捗に合わせて課題に取り組む場面でICT機器の活用頻度の増加			全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙、学校質問紙)	80%(R8)	【やりとりする場面】 小:40.2% 中:34.1% 【理解度・進捗】 小:44.9% 中:36.1%	【週3回以上】小:45.2% 中:41.3% 【理解度・進捗】 小:52.8% 中:42.6%	・「GIGAスクールにおける学びの充実」事業 (GIGAスクール構想の加速化事業) ・全道学力・学習状況調査(児童生徒質問紙、学校質問紙) ・GIGAスクール運営支援センター整備事業(R6までの事業)	「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出・モデル化し、都道府県等の域内で校種を超えて横展開を促し、各学校における指導の改善につながる。また、端末の活用状況に関する状況を把握することにより、今後の国や各教育委員会の施策の改善につながり、端末を週3回以上活用する学校の割合が増える。 また、「GIGAスクール運営支援センター事業」において、域内すべての自治体がICT活用を推進していく体制を強化することで、伴走支援の強化を行い、1人1台端末の活用が日常化する。
・全国の運営支援センターのカバー率 ※「運営支援センター」とは、ヘルプデスク・ネットワークトラブル対応等を行う自治体などに設置する組織であり、「運営支援センターのカバー率」とは、本組織が対応している地方公共団体の割合を指す。	GIGAスクール構想の実現(公立学校情報情報機器整備費補助)の執行状況	100%(R6)	51.5%					52.60%								
○児童生徒の情報活用能力の育成	児童生徒の情報活用能力が向上する。	11	2	情報活用能力調査で、小学校レベル3以下、中学校レベル5以下の児童生徒の割合	情報活用能力調査	小:20%以下(R8) 中:20%以下(R8)	小:49.9% 中:57.1%	—	・「GIGAスクールにおける学びの充実」事業 (GIGAスクール構想の加速化事業【再掲】)。(児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究事業)。(情報モラル教育推進事業)	「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出・モデル化し、都道府県等の域内で校種を超えて横展開を促し、各学校における指導の改善につながる。また、児童生徒の情報活用能力に関する調査を実施し、調査結果や教師用手引きを公表することにより、情報活用能力育成の必要性を周知することで、児童生徒の機器利用が促進され、児童生徒の情報活用能力が向上する。						
○教師の指導力向上	教師が授業にICTを活用して指導する能力が向上する。	11	3	授業にICTを活用して指導する教員の割合	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	100%(R7)	80.4%	82.2%	・「GIGAスクールにおける学びの充実」事業 (GIGAスクール構想の加速化事業) (児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究事業【再掲】 (情報モラル教育推進事業)	「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出・モデル化し、都道府県等の域内で校種を超えて横展開を促し、各学校における指導の改善につながる。また、児童生徒の情報活用能力に関する調査を実施し、調査結果や教師用手引きを公表することにより、情報活用能力育成の必要性を周知することで、児童生徒の機器利用が促進され、児童生徒の情報活用能力が向上する。						
○校務DXの推進	自治体で次世代の校務システムの導入が進み、教職員の働き方改革や学習指導・学校経営の高度化が推進される。	11	4	次世代の校務システムを導入済みの自治体の割合	GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリストへ学校・教育委員会の自己点検結果	100%(R11) (R10:70%、R9:50%、R8:40%、R7:15%)	3.1%	6.1%	次世代の校務デジタル化推進実証事業	「次世代の校務デジタル化推進実証事業」を実施し、自治体による次世代校務DX環境の整備を推進するために参考となるモデルケースを創出することで、自治体における次世代の校務システムの導入が促進され、教職員の働き方改革や学習指導・学校経営の高度化につながる。						
○教育データの標準化	教育データの意味や定義が揃うことで、相互運用性や流通性が確保され、教育データが相互に交換、蓄積、分析可能になる。	11	5	「文部科学省教育データ標準」改訂、項目数	文部科学省調べ	改訂の継続、項目数の前年度比増	改訂実施、項目数増	改訂実施、項目数増	教育データの標準化に関する調査研究事業	事業において「文部科学省教育データ標準」を毎年度改訂し、標準化の項目数を増加させることで、教育データ標準化を更に推進する。						
○基盤的ツールの開発・活用	全国的・公共的な基盤的ツールが整備され、全国の学校等で問題等の相互活用や知見の共有が可能になる。 児童生徒がオンライン上で学習やアセスメントができる「文部科学省CBTシステム(MEXCBT:メックビット)」については、システムの利用率100%(学校単位)となる。また、文部科学省が学校等に対して行う業務調査は、学校等が回答したアンケート調査の自動集約が可能となる「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)」で基本的に実施される。	11	6	・全ての公立小・中学校等における文部科学省CBTシステム(MEXCBT)の利用率(学校単位)	文部科学省調べ(学校単位)	100%	84%	90%	・文部科学省CBTシステム(MEXCBT)の拡充・活用推進事業 ・文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)の改善・活用促進事業	・MEXCBTについて、事業において機能拡充等を行い、普及役いや全国・地方の学力調査等における幅広い活用を一層推進することで、学校単位の利用率100%を目指す。 ・EduSurveyについて、事業においてシステムの改善等を行い、調査での更なる活用を促進することで、文部科学省が学校等に対して行う調査は基本的にEduSurveyを用いて実施されることを目指す。						
				・文部科学省が学校等に対して行う調査における文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)活用割合	文部科学省調べ	100%	56%	65%								
○教育データ分析・利活用及び先端技術の利活用	・各学校で共通で必要となるデータセットや分析のフォーマットの策定等の方策を進めるとともに、個人情報等の適正な取扱いを確保しながらデータ利活用をするためのルール等を整備することで、学校等において教育データを効果的かつ安全・安心に利活用できるようにする。 ・学校現場が抱える教育課題解決に向けた、センシング、メタデータ・AR・VR、AIといった先端技術の利活用を促進する。	11	7	・教育DX・教育データ利活用を重点施策に位置付ける地方自治体のうち、教育データの分析・可視化を行なシステム(ダッシュボード等)を実際に活用している地方自治体の割合	文部科学省「教育データの利活用に関する実証調査」	100%(R11)	22%	—	・教育データの効果的な分析活用に関する調査研究事業 ・教育データ活用の際の留意事項等に関する調査研究事業 ・次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進	・調査研究事業において教育データ分析のフォーマットの策定等や「教育データの利活用に関する留意事項」の改訂を進め、学校等における効果的かつ安全・安心なデータ利活用を促進する。 ・「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進」事業の実施により、先端技術を活用した実証事例が創出され、利活用の促進につながる可能性がある。						
				・教育課題の解決に向けて、教育現場において先端技術を活用している自治体数	文部科学省調べ	200自治体	—	431								
○デジタル人材育成の推進(高等教育)	文理を問わず、一定規模の大学・高専生が、自らの専門分野への数理・データサイエンス・AIの応用基礎力を習得する。	11	8	数理・データサイエンス・AI教育プログラム(応用基礎レベル)の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数	「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」の認定状況及び文部科学省「全国大学一覧」を基に算出	250,000人(R7)	129,405人	194,662人	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度を実施し、応用基礎レベルの認定プログラムが増加することにより、自らの専門分野への数理・データサイエンス・AIの応用基礎力を習得した学生の輩出に貢献する。						
○教育環境のデジタル化の促進(高等教育)	・高等教育機関において、遠隔教育の質保証や、直接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育の推進に向けた取組が行われる。 ・放送大学を活用し、新たなデジタル技術を活用した学習機会が提供できる体制を構築 ・大学における管理運営業務全般での電子化の取組を促進する。	11	9	・遠隔教育の質保証等に向けた取組の実施状況	大学における教育内容等の改革実施状況調査	(※R5実績値を踏まえて適切な目標値を設定予定)	(※過去に未測定指標に関する調査を実施しておらず、R5年度実績から現在調査中。)	(※R6年度実績は今後調査予定。)	・ガイドライン等を活用した、遠隔教育に関する好事例等の共有 ・放送大学学園補助 ・第4期中期目標期間における国立大学法人中期目標	・達成手段に記載した取組の実施により、各大学等における遠隔教育への理解を高めることで、遠隔教育の質向上やハイブリッド型教育の推進に向けた、各大学等の取組に貢献する。 ・放送大学学園が行う放送大学の授業の提供等に要する経費に列して補助すること、新たな学習機会の提供につながる。 ・2022年度からの国立大学法人第4期中期目標期間において、各法人に対してデジタル・キャンパスを推進することを目指す目標に向けて、目標に基づき作成された中期計画にそって各法人は大学の管理運営業務全般における電子化の取組を促進することとなる。						
				・国立大学法人の第4期中期目標におけるデジタル・キャンパスの推進に関する目標の達成状況	第4期中期目標期間における国立大学法人中期目標	100%(R9)	—	—								
○社会教育分野のデジタル活用推進	社会教育施設におけるデジタル基盤の強化を促進するとともに、公民館等の社会教育施設におけるデジタルリテラシーの向上への取組を促進し、デジタルデバイドの解消を始めた社会的包摂に寄与する。	11	10	・来館者が利用できるWi-Fi整備を行っている公民館(自治体)の割合	文部科学省調べ	50%	39%	37%	社会教育デジタル活用等推進事業	公民館におけるデジタル活用のノウハウ蓄積や環境整備が行われることで、目標達成に貢献する。						
				・デジタルに関する講座等を実施する公民館の割合	文部科学省「社会教育調査」	70%	—	—								

第4期教育振興基本計画内の基本施策	達成目標	目標番号	枝番号	測定指標	出典(調査等)	目標値	実績値		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか
							R5年度	R6年度		
目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化										
○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進	・取組状況・在校等時間の公表をすることにより、各学校において、保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら更なる働き方改革を実現。 ・教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの参画によって、学校の指導・運営体制の充実を実現。	12	1	・教師の在校等時間(月45時間以下)の小中学校、中学校、高等学校教員の割合	文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」	前年度比減	小学校 75.2% 中学校 57.5% 高等学校 71.8%	—	・教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査 ・学校における働き方改革の推進に関する調査研究 ・補習等のための指導員等派遣事業 ・いじめ対策・不登校支援等総合推進事業を実施し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図るほか、いじめや不登校、貧困、虐待等の課題への対応のための重点配置など、各地方公共団体のニーズに応じた配置促進を図る。	・毎年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査を実施し、各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を把握し、市町村別の公表や取組事例の展開等を図る。 ・補習等のための指導員等派遣事業の実施により、教員業務支援員等の多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援し、学校教育活動の充実と働き方改革の推進を図る。 ・いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の実施により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を充実させることで、支援が必要な児童生徒等が適切に相談できる体制の構築につなげることができると。
				・教育委員会における働き方改革の取組状況・在校等時間の公表割合	文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」	前年度比増	15.8%	25.5%		
				・教師の業務負担を軽減するため、教員業務支援員をはじめとした支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合	文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」	前年度比増	74.9%	80%		
				・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが受けた、児童生徒等による相談件数	文部科学省初等中等教育局児童生徒課による調査	前年度比増	50:400万件 SSW28万件	—		
○教師の養成・採用・研修の一体的改革	・学校教育を取り巻く環境の変化に対応するための「新たな教師の学びの姿」を実現する。 ・教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえて、学校を取り巻くあらゆる課題に対応するため、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成に寄与する。	12	2	・デジタル技術等を活用した教員研修実施状況の改善(従来単年研修で実施していた研修のオンデマンド化(一部のこまを含む)を図った教育委員会の割合)	文部科学省「教員研修実施状況調査」	100%	39.7%	—	・研修受講履歴記録システムの構築 ・教員研修プラットフォームの構築 ・教員研修高度化推進支援事業 ・教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業 ・特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針の改訂	・研修受講履歴記録システム及び教員研修プラットフォームの構築、また教員研修高度化推進支援事業の実施により、教員研修の効果的な実施に係る取組状況の改善を図ることで、新たな教師の学びを推進する。 ・「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」を実施し、現職教員の新たな免許状取得の促進や教員採用選考試験における優れた人材を確保するための取組状況の改善を図ることで、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成するとともに、教師の安定的な確保を実現する。 ・「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂・周知徹底により、授与権者である都道府県教育委員会による指導の見直しや積極的な授与のための環境整備、採用選考方法の見直し等が図られ、特別免許状の授与が進み、多様な専門性を有する質の高い教師の入職が進む。 ・「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」を実施し、特に小・中学校教諭免許状の併有を促進することで、学校種や学年の連続性を見通した充実した指導が可能となる教師が増加し、質の高い教職員集団の形成に資する。 ・「免許状教科担任の許可等に関する指針」の改訂及び「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」を実施し、現職教師の新たな免許状取得を促進することで、相当免許状を有する教師人材の安定的な確保が促進され、質の高い教職員集団の形成に資する。 ・「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂・周知徹底により、特別免許状の授与が進むことで、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成に資する。
				・教員採用選考試験における優れた人材を確保するための取組状況の改善	文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施方法」	50自治体以上	46自治体	—		
				・現職教師への隣接校種の普通免許状の授与件数	文部科学省「教員免許状授与件数等調査」	1559件以上	1,402	—		
				・免許状教科担任の許可件数	文部科学省「教員免許状授与件数等調査」	8500件以下	9,111	—		
				・特別免許状の総授与件数	文部科学省「教員免許状授与件数等調査」	4000件以上	3,385	—		
○ICT環境の充実	ネットワーク環境や1人1台端末の整備を推進することで各学校におけるICT環境が充実する。また、指導力の格差解消等の伴走支援の強化を行うことでICT利活用の日常化が進む。	12	3	・必要なネットワーク速度確保済みの学校の割合	文部科学省「校内通信ネットワーク環境整備等に関する調査」	100%(R7)	21.6%	—	・GIGAスクール構想支援体制整備事業 ・GIGAスクール構想の実現(公立学校情報情報機器整備費補助) ・学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)に基づく地方財政措置 ・学校のICT化に向けた環境整備5か年計画(H30～R4、R6まで延長)に基づく地方財政措置 ・「GIGAスクールにおける学びの充実」事業(GIGAスクール構想の加速化事業) ・全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙、学校質問紙)	補助金事業を活用することで、ネットワークアクセスメント(診断)とその結果を踏まえ、ネットワーク環境の改善を図り、必要なネットワークを確保する。 ・補助金事業を活用することで、各自治体において1人1台端末環境を円滑に運営するためのサポート体制が構築される。 ・公立小中学校等の学習者用コンピュータの整備に係る都道府県基金の造成に要する経費の補助等を行うことにより、1人1台の環境整備に資する。 ・学校のICT環境整備計画に基づく地方財政措置により、自治体における指導者用端末に係る予算が確保される。 ・「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出・モデル化し、都道府県等の域内で校種を超えて横展開することで、教師の理解を促し、各学校における指導の改善につながる。また、端末の利活用状況に関する状況を把握することにより、今後の国や各教育委員会の施策の改善につながら、端末を通3回以上活用する学校の割合が増える。
				・GIGAスクール推進協議会を設置している都道府県の割合	GIGAスクール構想の実現(公立学校情報情報機器整備費補助)の執行状況	100%(R6)	93%	100%		
				・児童生徒同士がやりとりする場面で、端末を通3回以上活用する学校の割合(再掲)	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙、学校質問紙)	80%(R8)	小:40.2% 中:34.1%	小:45.2% 中:41.3%		
				・ICT支援員の配置人数	文部科学省「自治体における学校のICT関係決算状況等調査」	4校に1人(R7)	4.5校に1人	—		
				・児童生徒1人に対する学習者用端末の台数	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」	1台以上/人	1.1台	1.1台		
				・指導者用端末整備済み自治体の割合	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」	100%(R6)	83.5%	85.2%		
○地方教育行政の充実	各地域における行政体制・機能が充実し、教育環境の整備が着実に進む。	12	4	・教育委員会の現状に関する調査で回答された各自治体における教育委員会会議の1年間の開催回数の平均	文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」	都道府県・市町村等:30回 市町村等:18回	(※調査を隔年実施している。R6年度の実績値は今年度中に調査予定。)	—	・「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者報告書の周知 ・全国の好事例の収集・展開 ・地方教育行政における連携促進事業	先進的なモデル事例の創出・周知を行うことで、各地域における教育委員会の機能強化・活性化を図るとともに、総合教育会議等を活用した教育委員会と首長部局の連携等の推進を図る。
				・教育委員会の現状に関する調査で「教育委員会会議における議論の活発化に資する取組を行った」旨の回答をした教育委員会の割合	文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」	都道府県・市町村等:95% 市町村等:90%	(※調査を隔年実施している。R6年度の実績値は今年度中に調査予定。)	—		
				・教育委員会の現状に関する調査で「総合教育会議を活用して首長との連携を進めることができた」旨の回答をした教育委員会の割合	文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」	都道府県・市町村等:95% 市町村等:90%	(※調査を隔年実施している。R6年度の実績値は今年度中に調査予定。)	—		
○教育研究の質向上に向けた基盤の確立	・教育研究の質向上に向けた基盤を確立するため、大学等の経費力を強化する。 ・多様なステークホルダーの意見を取り入れ、学校法人の運営基盤を強化する。	12	5	・大学における外部資金獲得状況	(国立)文部科学省調べ(公立)公立大学要約調査(文部科学省調べ)(毎年) (私立)私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」(毎年)より文部科学省作成	(私立) ・大正所轄学校法人への寄附金額の前年度実績より増加	(私立)80,516,101,834円	—	・基盤的経費等の確保 ・寄附促進に向けた好事例の展開、税制改正 ・大学への寄附税制に係る優遇措置の拡大 ・国立大学法人における規制緩和 ・寄附行為作成例の改正、学校法人への周知	・基盤的経費等の確保により、各大学が継続的・安定的に教育研究活動を実施することが可能となる。 ・「規制緩和・寄附税制の拡大により各大学の外部資金獲得が容易になるとともに、好事例の展開により各大学の自発的活動が促進されることで、外部資金が増加し、大学等の経営力強化に貢献する。 ・私立学校法の改正により各学校法人の寄附行為変更が必要となること、見本として各学校法人に示す「寄附行為作成例」において、事業に関する中期的な計画を評議員会の議決事項として位置付けることにより、各学校法人の取組を促す。
				・事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合	日本私立学校振興・共済事業団「学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」(不定期)	—	—	—		
○高等教育機関の連携・統合	「地域連携プラットフォーム」の構築等を通じて、地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界が地域の将来ビジョン等について恒久的に議論する体制を各地に構築するよう促進する。また、「大学等連携推進法人制度」の活用数を5年程度で倍増させることなどを通じ、複数の大学間で人的・物的リソースを効果的に活用することで教育研究の充実を実現する。	12	6	大学等連携推進法人制度(文部科学大臣認定制度)(不定期)	大学等連携推進法人に参画する大学数:50大学	26大学	41大学(短大・高専を含む)	・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	地域連携プラットフォーム及び大学等連携推進法人制度の周知をすることで大学の理解が深まることにより、大学等連携推進法人制度の活用が促進される。	
目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保										
○教育費負担の軽減に向けた経済的支援	・全世帯の高等学校等進学率と生活保護世帯の高等学校等進学率の差を前年度比で減少させる。 ・経済的理由による高等学校等中途者数を前年度比で減少させる。 ・経済的理由により進学・修学を断念する学生等の減少を目指す。	13	1	・全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差	「厚生労働省調べ」及び文部科学省「学校基本調査」を基に算出	5%(R9)	6.5%	—	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律 ・高等学校等就学支援金(2023・文科-22-0123) ・高校生等奨励給付金(2023・文科-22-0123) ・高等教育における経済的負担軽減策の充実(令和6年度～) ①「高等教育の修学支援新制度」について、多子世帯や理工農系の学生等の中間期に対象拡大 ②減額返還制度の見直し ③大学院において、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする授業料後払い制度の創設(令和7年度～) 多子世帯の学生等について、所得制限なく、国が定める一定の額まで大学等の授業料・入学金の無償化 ・独立行政法人日本学生支援機構運営交付金に必要な経費 ・高等教育費の負担軽減策に関する高校の連絡指導担当者への周知や保護者・生徒向けの情報提供等の促進	・高等学校等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金や、授業料以外の教育費に充てるための高校生等奨励給付金を支給することにより、家庭の教育費負担の軽減が図られ、高等学校等への進学率向上や、経済的理由による高等学校等中途者数の減少が期待できる。 ・奨学金制度の対象拡大など高等教育における経済的負担軽減策の充実や、生徒・学生や保護者等へ支援策の周知等を図ることで、制度の活用が促進され、経済的理由で進学・修学を断念する学生等の減少に繋がる。
				・経済的理由による高等学校等中途者数	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」	562人(R9)	567人	—		
				・住民非課税世帯、生活保護世帯、ひとり親家庭及び児童養護施設の子供の大学等進学率	(非課税)文部科学省調べ(URLは内閣府資料) (ひとり親)厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(児童養護施設)内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況」	—	(非課税)69% ※自治体への抽出調査	(非課税)63% ※自治体への匿名調査(一部大規模自治体からは未回答)		
				・全学生数等における1年間の経済的理由による、大学等の中途者数の割合	文部科学省「学生等の中途退学者・休学者数等の調査」(毎年)	—	大学等:0.29% 専門学校:0.37%	大学等:0.28% 専門学校:0.31%		
○へき地や過疎地域等における学びの支援	高等学校段階における遠隔教育の推進による、生徒の進路希望に対応した科目開設や習熟度別指導の充実。 「地域連携プラットフォーム」の構築等を通じて、地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界が地域の将来ビジョン等について恒久的に議論する体制を各地に構築するよう促進する。また、複数の大学間で人的・物的リソースを効果的に活用することで教育研究の充実を実現する。(再掲)	13	2	・ICT機器を使って児童生徒が学校外の施設(他の学校や社会教育施設、民間企業等)にいる人々とやりとりする取組数(事業のネットワーク内で実施される遠隔授業の実施科目数)	各学校・課程・学科の環境を越える高等学校改革推進事業における報告書	150科目	—	107	・各学校・課程・学科の環境を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	「各学校・課程・学科の環境を越える高等学校改革推進事業」は、地理的状況や各学校・課程・学科の枠に開かず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことを目的とするものであり、この趣旨に沿って遠隔授業を推進することにより、中山間地域や離島の高等学校における、生徒の多様なニーズへの対応や特色ある教育の展開、生徒同士の学び合いの深化を可能とする体制・環境を整備している。 地域連携プラットフォーム及び大学等連携推進法人制度の周知をすることで大学の理解が深まることにより、大学等連携推進法人制度の活用が促進される。
				・高等学校における学びの質向上のための遠隔授業(教科・科目充実型)によって行われる実施科目数	高等学校教育の改革に関する推進状況調査(3年一度)	200	—	—		
				・大学間連携に取り組む大学数の増加(再掲)	大学等連携推進法人制度(文部科学大臣認定制度)(不定期)	大学等連携推進法人に参画する大学数:50大学	26大学	41大学(短大・高専を含む)		
○災害時における学びの支援	・災害が発生した際には、その影響が及ぶ児童生徒等への心のケアが図られる。 ・大規模災害の被災地における中学校等卒業生のうち進出した者の割合を災害前の水準まで引き上げる。 ・災害時における学校安全の確保	13	3	・平時にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが受けた児童生徒等による相談件数 ※スクールカウンセラー等が早期発見や適切な対応等の役割を果たすためには、多くの児童生徒等が相談できる状況である必要があるため。	文部科学省初等中等教育局児童生徒課による調査	前年度比増	50:396万件 SSW28万件	—	・各地方公共団体の実態に応じて、災害の影響が及ぶ児童生徒等への心のケアに対応できるように、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の実施により、スクールカウンセラー等の配置を充実させることで、支援が必要な児童生徒等が適切に相談できる体制を構築し、災害が発生した際の児童生徒等への心のケアにつなげることができると。 ・大規模災害の被災地を起因とした経済的理由で就学困難な児童生徒等に対する就学支援の実施を推進することで、経済的に就学困難な児童生徒であっても義務教育の修了に支障がないようし、このことにより義務教育修了後の状況である中学校卒業後の進学を向上することに資するものである。 ・危機管理マニュアルの見直しや学校安全に関する教職員研修の充実により、実践的・実効的な安全教育を推進し、学校安全の実効性を高めることが、災害時における学校安全の確保、学校管理下において死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにすることに繋がる。	
				・被災児童生徒等就学支援事業の交付対象となった大規模災害の被災地における中学校等卒業生のうち進出した者の割合(目標値:災害発生年度の前年度の割合)	学校基本調査	99.5(R8)	99.2	—		
				・危機管理マニュアルの見直しを行った学校の割合 ※割合には災害以外の観点で見直しを行った学校も含まれる	文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」	100%	96.3%	—		
				・学校安全計画に災害安全に関する教職員の研修等を盛り込んでいる学校の割合	文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」	100%	91.4%	—		
				・学校管理下における死亡事故の発生件数	独立行政法人日本スポーツ振興センター統計(毎年)	限りなく0にする	36件	—		

第4期教育振興基本計画 内の基本施策	達成目標	目標 番号	枝番号	測定指標	出典 (調査等)	目標値	実績値		達成手段	達成手段が達成目標の達成にどのように貢献するか	
							R5年度	R6年度			
目標14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働											
○NPOとの連携	学びの多様化や地域等と一体となった活動が推進される。	14	1				—	—			
	○企業等との連携	体験活動に関する情報を網羅的に集約したポータルサイトを構築し、地域や企業と学校等が連携・協働したリアルな体験活動の機会の充実を促進する。	14	2	・「子供の体験活動推進宣言」賛同団体の増加	文部科学省調べ	900団体	441団体	—	・体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト ・(独)国立青少年教育振興機構運営費交付金 ・地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業	青少年自立支援プロジェクトでは、体験活動の「利用者」である学校等と「提供者」である企業や青少年教育団体等の多様な主体をマッチングするポータルサイトの構築に取り組んでいる。また、国立青少年教育振興機構では、「地域ぐるみで体験の風をたこそう運動」に取り組んでおり、青少年教育関係機関・団体等が連携し地域が一体となって体験活動を推進する機運を高める取り組みなどを実施し、体験活動の機会の充実を図ることで、目標達成に貢献する。 地元企業等と連携し、職場体験やインターンシップの受け入れ先を開拓したり、学校と企業とのマッチングを担う「キャリアプランニングスーパーバイザー」を教育委員会等へ配置することにより、職場体験やインターンシップの機会の充実を促進することができる。
					・職場見学(小学校)・職業体験(中学校)・就業体験活動(高等学校)の実施の割合の増加	文部科学省「全国学力・学習状況調査」及び「国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」	小学校70% 中・高等学校90%	小学校 39.5% 中学校 76.2% 高等学校 73.1%	小学校 43.1% 中学校・高等学校 調査中		
	○スポーツ・文化芸術団体との連携	地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進め、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。	14	3	・地域連携や地域移行に係る方針策定のための協議会を実施した自治体の割合	スポーツ庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備に関する実施状況調査」	100%に近づける(R8)	40%	63%	<予算事業> ・中学校における部活動指導員の配置支援事業 ・地域スポーツクラブ活動体制整備事業 <通知等> ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定・公表	「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備等について、国の考え方を提示している。 これらを踏まえ、令和4年度から始まった地域スポーツクラブ活動体制整備事業では、自治体における部活動の地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に向けた体制の構築を推進する。 そして、地域スポーツクラブ活動体制整備事業では、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、国において事業成果を広く普及することで、全国的な取組を推進するとともに、地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。 文化部活動改革(令和6年度予算、令和5年度補正予算)では、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業を実施し、国において事業成果を広く普及することで、全国的な取組を推進する。 さらに、中学校における部活動指導員の配置支援事業では、各自治体における部活動指導員配置に係る経費を補助することで、直ちに地域移行に向けた体制整備を行うことが困難な場合における、部活動の地域連携に係る取組を支援する。
					・地域連携や地域移行の方針を策定した自治体の割合	スポーツ庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備に関する実施状況調査」	100%に近づける(R8)	17%	29%		
					・休日の運動部活動の地域連携・地域移行に関する取組を行っている自治体の割合	スポーツ庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備に関する実施状況調査」	100%(R7)	51%	59%		
					・休日の文化部活動の地域連携・地域移行に関する取組を行っている自治体の割合	文化庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域文化環境の整備に関する実施状況調査」	100%に近づける(R8)	38%	61%		
	○医療・保健機関との連携	学びの多様化や地域等と一体となった活動が推進される。	14	4				—	—		
	○福祉機関との連携	学びの多様化や地域等と一体となった活動が推進される。	14	5				—	—		
	○警察・司法との連携	学びの多様化や地域等と一体となった活動が推進される。	14	6	都道府県、指定都市における教育行政に係る法務相談体制の整備状況	文部科学省「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査結果(令和3年度版)」	都道府県・指定都市で90%(R9)	都道府県・87.2% 指定都市・95.0%			
○関係省庁との連携	より充実した教育政策が推進される。	14	7				—	—			
		14		(目標14全般に対する指標)学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加(再掲)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	(小)86.1% (中)79.3%	85.6% 77.4%	88.4% 82.2%	・地域と学校の連携・協働体制構築事業 ・OS/マイスターへの派遣 ・地域とともにある学校づくり推進フォーラム ・教育振興基本計画に関するHPやSNS等を活用した周知・広報	今後新たに開議決定された教育振興基本計画に様々な機関との連携の重要性について記載があることを周知することで、これまでの継続りを超えて、地域の一員、社会の一員としての連携等をより意識してもらえらるようになり、より充実した教育活動が可能となる。	
目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保											
○学校施設の整備	・より多くの公立学校施設において、安全・安心で質の高い教育環境が確保される。 ・より多くの国立大学等施設において、教育研究の基盤となる安全・安心な環境が整備される。	15	1	・老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率	文部科学省「公立学校施設実施調査」を基に算出	66.7%(R7) 100%(R10)	30.20%	41.10%	・公立学校施設整備費 ・学校施設整備指針 ・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 ・国立大学法人等施設整備費(文教施設費) ・国立大学法人等事務経費 ・国立大学法人等施設整備に関する検討会 ・国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議 ・学校施設のバリアフリー化に関する調査目標の提示	・公立学校施設について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」において検討しつつ、その内容について「学校施設整備指針」を通じて各教育委員会等に提示し、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備についての検討を促す。 ・その上で、各地方自治体が施設整備を行う際、「公立学校施設整備費」を通じて財政支援を行い、各種整備が推進される。 ・国立大学等施設について、「国立大学法人等施設整備に関する検討会」及び「国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議」等において今後の整備方針や事例等を各大学等に提示する。 ・その上で、各大学等が施設整備を行う際、「国立大学法人等施設整備費(文教施設費)」を通じて財政支援を行い、老朽化対策をはじめとして各種整備がなされ、安全・安心な環境が整備される。 ・国立大学法人等の保有面積約3,000万㎡弱に対して、教育研究活動に著しく支障があるものだけでも、561万㎡とされており、国ではそれを優先して老朽化対策を実施することで、より多くの国立大学等施設において安全・安心な環境がすみやかに整備されることに繋がる。	
				・公立学校等施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率	文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査」(毎年)を基に算出	70%(R7年度) 100%(R10年度)	67.3%	68.0%			
				・公立小中学校施設のトイレ洋式化率	「公立学校施設トイレの状況調査」を基に算出	95%(R7年度)	68.30%	—			
				・公立学校施設の空調設置率	「公立学校施設の空調(冷暖)設備の設置状況調査」(令和4年度実施)を基に算出	・特別教室 95%(R7年度) ・体育館 35%(R7年度)	特別教室 61.4% 体育館 11.9%	特別教室 66.9% 体育館 16.9%			
				校舎にエレベーターを整備している公立小中学校の割合(再掲)	文部科学省「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」(隔年)	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備(令和6年度調査時点で総学校数の43%に相当)(R7)	—	31.2%			
				・教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設の老朽化対策の実施率(今後対策が必要な建物561万㎡)	国立大学法人等施設実態報告	45%(R7年度)	24.3%	28.9%			
	○学校における教材等の充実	第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、学校図書館の図書の整備、新聞の配備、学校司書配置といった、学校図書館の整備充実が図られる。	15	2	学校図書館における「学校図書館利用率の達成状況	令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」	(令和8年度)100%	—	—	読書活動総合推進事業	学校図書館活用計画を策定し、授業において図書・新聞等を活用する取組の促進や教職員研修を通して、授業での学校図書館の活用方法を理解する教職員の増加等を図ることで、学校図書館整備への理解が促進され目標達成に貢献する。
					学校図書館における「新聞の配備紙数	令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」	(令和8年度)小学校等2紙 中学校等3紙 高等学校等5紙	—	—		
					学校図書館における「学校司書の配置状況	令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」	(令和8年度)小・中学校等のおおむね13校に1名配置	—	—		
	○私立学校の教育研究基盤の整備	・より多くの私立学校施設において、教育研究の基盤となる安全・安心な環境が整備される。 ・多様なステークホルダーの意見を取り入れ、学校法人の運営基盤を強化する。 ・教育研究の質向上に向けた基盤を確立するため、学校法人の経営力を強化する。	15	3	・私立学校の耐震化率(早期の耐震化完了)	・文部科学省「私立学校施設の耐震改修状況等調査」	・私立学校の耐震化：100%(R10年度)	高校等：92.9% 大学等：96.1%	高校等：93.6% 大学等：96.6%	・私立幼稚園施設整備費補助、私立学校教育研究装置等施設整備費補助、私立学校施設高度化推進事業費補助 ・寄附行為作成例の改正、学校法人への周知 ・寄附促進に向けた好事例の展開、税制改正	・達成手段の補助事業により、私立学校における施設の耐震補強工事等を通じて耐震化が推進され、達成目標の達成に貢献する。 ・私立学校法の改正により各学校法人の寄附行為変更が必要となること。見本として各学校法人に示す「寄附行為作成例」において、事業に関する中期的な計画を評議員会の議決事項として位置付けることにより、各学校法人の取組を促す。 ・寄附促進に向けた好事例の展開や寄附税制の拡大により、各学校法人における寄附募集の取組が促進され、学校法人への寄附金額の増加が図られる。
・事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合(再掲)					日本私立学校振興・共済事業団「学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」(不定期)	・事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合：20%	—	—			
・学校法人における外部資金獲得状況					私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」(毎年)より文部科学省作成	・大臣所轄学校法人への寄附金額の前年度実績より増加	80,516,101,834円	—			
○文教施設の官民連携	より多くの文教施設において効果的かつ効果的で良好な公共サービスの実現に資する官民連携が行われる。	15	4	国立大学法人等において、従来型のPPP／PFI事業も含め、令和13年度までの10年間で具体化を図る野心的な事業件数のターゲット(事業件数10年ターゲット)	PPP／PFI推進アクションプラン(令和7年改定版)	40(R13年度)	30	37	・文教施設における多様なPPP／PFIの先進的開発事業 ・国立大学法人等施設における共創拠点の実現を目指したPFI・コンセッション推進事業	「文教施設における多様なPPP／PFIの先進的開発事業」等を通じ、大学等におけるコンセッション事業の活用について実現可能性が検証されるとともに導入に向けた検討が進み、より多くの文教施設において官民連携した施設整備や管理が行われる。	
○学校安全の推進	児童生徒自身に安全に身を守るための能力を身につけさせる安全教育の充実や学校の安全管理体制の充実に加え、地域全体での学校安全の取組を推進し、学校管理下において、障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数を減少させるとともに死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにする。	15	5	・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数	独立行政法人日本スポーツ振興センター統計(毎年)	前年度より減少させる	308件	—	・学校安全教室の推進 ・学校安全総合支援事業 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	児童生徒自身に安全に身を守るための能力を身につけさせる安全教育の充実や学校の安全管理体制の充実に加え、地域全体での学校安全の取組を推進することにより、学校管理下において、障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少させるとともに死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにすることに繋がる。	
				・学校管理下において死亡する児童生徒等の数	独立行政法人日本スポーツ振興センター統計(毎年)	限りなく0にする	36件	—			
目標16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ											
○各ステークホルダー(子供を含む)からの意見聴取・対話	当事者の意見を取り入れた計画の策定・実施が推進される。	16	1	国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における子供の意見の聴取・反映の状況(測定指標の一部)	教育委員会の現状に関する調査 ※R6より隔年で調査開始予定	(R6調査開始以降)前回調査比増	—	—	教育振興基本計画やこども基本法についてのHPやSNS等を用いた周知・広報活動	こども基本法第11条に子供からの意見を聴くことについての規定があることから、この趣旨の周知を行うことで、意見聴取等が活発化し、その結果当事者意識の醸成を図ることが可能になる。	